

序章 環境影響評価書の目的と経緯

序-1 環境影響評価書の目的

本書は、埼玉県環境影響評価条例（平成6年12月26日埼玉県条例第61号）に基づき、令和5年9月25日付で知事に提出した「蓮田都市計画事業高虫西部土地区画整理事業環境影響評価準備書」（以下「準備書」という。）の記載事項について、住民等の意見及び知事意見書の内容を踏まえて検討を加え、埼玉県環境影響評価条例に基づき、「蓮田都市計画事業高虫西部土地区画整理事業環境影響評価書」（以下「評価書」という。）として取りまとめたものである。

序-2 評価書作成までの経緯

評価書作成までの経緯は、表-1 に示すとおりである。

表-1(1) 評価書作成までの経緯

項目	年月日	備考
調査計画書の提出	令和元年10月21日	都市計画決定権者→知事
関係地域決定の通知	令和元年10月24日	知事→都市計画決定権者 関係地域：蓮田市、鴻巣市、上尾市、桶川市、久喜市、北本市、白岡市、伊奈町（8市町）
調査計画書の公告・縦覧	令和元年11月5日 ～12月5日	公告：令和元年11月5日 縦覧期間：令和元年11月5日～12月5日 縦覧場所：埼玉県環境部環境政策課、 埼玉県中央環境管理事務所、埼玉県東部環境管理事務所、 埼玉県立熊谷図書館、埼玉県立久喜図書館、 蓮田市都市整備部産業団地整備課、 鴻巣市環境経済部環境課、上尾市環境経済部環境政策課、 桶川市市民生活部環境課、久喜市環境経済部環境課、 北本市市民経済部環境課、白岡市市民生活部環境課、 伊奈町環境対策課
調査計画書に関する説明会の開催	令和元年11月9日 ～11月22日	蓮田市、桶川市：令和元年11月9日 久喜市、白岡市：令和元年11月13日 北本市、鴻巣市：令和元年11月20日 上尾市、伊奈町：令和元年11月22日
住民等の意見の提出	令和元年11月5日 ～12月19日	意見書0件
技術審議会	令和2年1月20日	現地視察、第1回小委員会
技術審議会	令和2年2月13日	第2回小委員会
知事意見受領	令和2年3月3日	知事→都市計画決定権者
氏名等変更届出	令和5年7月5日	都市計画決定権者→知事
同届出受理	令和5年7月5日	知事→都市計画決定権者
調査計画書記載事項変更に係る手続き等免除承認申請	令和5年8月29日	都市計画決定権者→知事
同申請承認	令和5年9月8日	知事→都市計画決定権者

表-1(2) 評価書作成までの経緯

項目	年月日	備考
準備書の提出	令和5年9月25日	都市計画決定権者→知事
準備書の公告・縦覧	令和5年10月10日 ～令和5年11月10日	公告：令和5年10月10日 縦覧期間：令和5年10月10日～令和5年11月10日 縦覧場所：埼玉県環境部環境政策課、 埼玉県庁県政情報センター、埼玉県東部環境管理事務所、 埼玉県立熊谷図書館、埼玉県立久喜図書館、 蓮田市役所産業団地整備課、 久喜市役所菖蒲総合支所環境課、白岡市役所環境課、 桶川市役所環境対策推進課、伊奈町役場環境対策課、 上尾市役所環境政策課、北本市役所環境課、 鴻巣市役所環境課
準備書に関する説明会の開催	令和5年10月11日 ～令和5年11月7日	桶川市、伊奈町：令和5年10月11日 白岡市：令和5年10月12日 久喜市：令和5年10月17日 上尾市：令和5年10月24日 蓮田市：令和5年10月25日 北本市：令和5年11月6日 鴻巣市：令和5年11月7日
住民等の意見の提出	令和5年10月10日 ～令和5年11月24日	意見書0件
技術審議会	令和5年10月27日	第1回小委員会
庁内調整会議	令和5年11月21日	
技術審議会	令和5年11月28日	第2回小委員会
技術審議会	令和6年1月10日	全体会
知事意見受領	令和6年1月29日	知事→都市計画決定権者
準備書記載事項変更に係る手続き等免除承認申請	令和6年3月5日	都市計画決定権者→知事
同申請承認	令和6年3月13日	知事→都市計画決定権者

序-3 評価書における準備書からの変更

評価書は、「埼玉県環境影響評価条例」、「埼玉県環境影響評価条例施行規則」及び「埼玉県環境影響 評価技術指針」に基づき作成した。

評価書の作成に当たっては、準備書に対する知事意見を踏まえ、準備書の内容について再検討を行い、記述の追加・修正等を行った。

主な追加・修正事項等は表-2、表-3に示すとおりである。

なお、本表は、主要な修正の概要を示すものであり、誤字・脱字等の軽微な訂正については、記載していない。

また、準備書の記載内容の変更に伴い、埼玉県環境影響評価条例（平成6年12月26日埼玉県条例第61号）第21条第1項の規定に基づき、「準備書記載事項変更に係る手続等免除承認申請書」及び「変更内容検討書」を埼玉県知事に提出し、承認を得た。

提出した「準備書記載事項変更に係る手続等免除承認申請書」、「変更内容検討書」及び「埼玉県知事からの免除承認書」は以下に示すとおりである。

表-2 追加・修正の理由

区分	追加・修正内容
A	知事意見、あるいは技術審議会等の指摘事項に対して追加・修正を行った。
B	内容の充実、またはわかりやすくするため、文章等の追加・修正を行った。
C	その他

表-3 主な追加・修正事項とその内容

項目	追加・修正内容	準備書 での頁	評価書 での頁	区分
2.6 対象事業の実施方法 2.6.5 雨水排水及び調整池計	事業計画の進捗に伴う検討の結果、綾瀬川へ放流する排水経路を変更した。	p. 2-12	p. 2-12	C
2.6.10 交通計画	事業計画の進捗に伴う検討の結果、計画区域から西側へ出入りする車両の主要走行ルートを変更した。	p. 2-15	p. 2-15	C
2.7 工事計画 2.7.5 資材運搬等の走行経路	事業計画の進捗に伴う検討の結果、計画区域から西側へ出入りする車両の主要走行ルートを変更した。	p. 2-24	p. 2-24	C
第3章 地域の概況 3.1.7 法令による指定及び規制等の状況	庁内調整会議からの意見を踏まえ、適切な表現に修正した。	p. 3-42	p. 3-42	A
第10章 調査の結果の概要 並びに予測及び評価の結果 10.1 大気質	事業計画の進捗に伴う検討の結果、計画区域から西側へ出入りする車両の主要走行ルートを変更した。	p. 10.1-6	p. 10.1-6	C
10.2 騒音・低周波音		p. 10.2-6	p. 10.2-6	C
10.3 振動		p. 10.3-6	p. 10.3-6	C
10.5 水質	事業計画の進捗に伴う検討の結果、綾瀬川へ放流する排水経路を変更した。	p. 10.5-6	p. 10.5-6	C
	調査結果と本文中の整合が図れていなかったため、修正した。	p. 10.5-13	p. 10.5-13	C
	準備書に対する知事意見を踏まえ、環境保全措置を追加した。	p. 10.5-32	p. 10.5-32	A
10.6 水象 10.6.1 調査 10.6.2 予測 10.6.3 評価	事業計画の進捗に伴う検討の結果、綾瀬川へ放流する排水経路を変更した。	p. 10.6-4	p. 10.6-4	C
	準備書に対する庁内調整会議からの意見を踏まえ、表現を修正した。	p. 10.6-14	p. 10.6-14	A
		p. 10.6-17	p. 10.6-17	A
10.8 動物 10.8.3 評価	準備書に対する知事意見を踏まえ、環境保全措置を追加した。	p. 10.8-65	p. 10.8-65	A
10.9 植物 10.9.3 評価	準備書に対する知事意見を踏まえ、環境保全措置を追加した。	p. 10.9-36	p. 10.9-36	A
10.10 生態系 10.10.3 評価	準備書に対する知事意見を踏まえ、環境保全措置を追加した。	p. 10.10-21	p. 10.10-21	A
10.11 景観	準備書に対する庁内調整会議からの意見を踏まえ、表現を修正した。 また、準備書に対する知事意見を踏まえ、環境保全措置を追加した。	p. 10.11-30	p. 10.11-30	A
		p. 10.11-40	p. 10.11-40	A
10.12 自然とのふれあいの場 10.11.2 予測	車両の主要走行ルートの変更に伴い予測結果を修正した。	p. 10.12-38	p. 10.12-38	C
		p. 10.12-41	p. 10.12-41	C
第13章 事後調査の計画 13.2.2 騒音・低周波音	準備書に対する技術審議会からの意見を踏まえ、交通量調査を追加した。	p. 13-8	p. 13-8	A
資料編 9. 供用時のバイパス整備による影響について(参考)	準備書に対する知事意見を踏まえ、資料を追加した。	準備書記載なし	p. 資9-1	A
資料編 10. 試掘結果等	準備書に対する知事意見を踏まえ、資料を追加した。	準備書記載なし	p. 資10-1	A

様式第5号(2)(第21条関係、第30条関係)

準備書記載事項変更に係る手続等免除承認申請書

令和6年3月5日

埼玉県知事 大野 元裕 様

都市計画決定権者の名称 蓮田市

代表者 蓮田市長 山口 京子

担当課所名 都市整備部 産業団地整備課

所在地 蓮田市大字黒浜2799番地1

担当者職・氏名 産業団地整備担当主任 上田 恭彬

電話番号 048-768-3111 内線243

準備書の記載事項の内容の変更について、手続等を行わないことの承認を受けたいので、埼玉県環境影響評価条例施行規則第30条第2項の規定により読み替えて適用される埼玉県環境影響評価条例第21条第1項ただし書の規定により、変更内容検討書を添えて、次のとおり申請します。

都市計画対象事業の名称	蓮田都市計画事業高虫西部土地区画整理事業
行わない手続等	全部・一部()
申請理由	準備書に対する知事意見等、並びに事業計画の進捗及び具体化を踏まえ、調査、予測及び評価の内容を検討し、変更したため。

変更内容検討書

令和6年3月5日作成

1. 都市計画対象事業の名称

蓮田都市計画事業高虫西部土地区画整理事業

2. 変更の内容

変更項目	変更内容		備考 (変更前の記載箇所)
	準備書の内容	変更後の内容	
第2章 都市計画対象事業の目的及び内容			
2.6.5 雨水排水及び調整池計画	別紙1参照	別紙1参照	準備書p.2-12、図2.6-4
2.6.10 交通計画	別紙2参照	別紙2参照	準備書p.2-15、図2.6-5
2.7.5 資材運搬等の走行経路	別紙3参照	別紙3参照	準備書p.2-24、図2.7-4
第3章 地域の概況			
3.1.7 法令による指定及び規制等の状況	別紙4参照	別紙4参照	準備書p.3-42
第10章 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果			
10.1 大気質 10.1.1 調査	別紙5参照	別紙5参照	準備書p.10.1-6、図10.1-2
10.2 騒音・低周波音 10.2.1 調査	別紙6参照	別紙6参照	準備書p.10.2-6、図10.2-2
10.3 振動 10.3.1 調査	別紙7参照	別紙7参照	準備書p.10.3-6、図10.3-2
10.5 水質 10.5.1 調査	別紙8参照	別紙8参照	準備書p.10.5-6、図10.5-2
10.5 水質 10.5.1 調査	別紙9参照	別紙9参照	準備書p.10.5-13
10.5 水質 10.5.3 評価	別紙10参照	別紙10参照	準備書p.10.5-32
10.6 水象 10.6.1 調査	別紙11参照	別紙11参照	準備書p.10.6-4、図10.6-1
10.6 水象 10.6.2 予測	別紙12参照	別紙12参照	準備書p.10.6-14
10.6 水象 10.6.3 評価	別紙13参照	別紙13参照	準備書p.10.6-17
10.8 動物 10.8.3 評価	別紙14参照	別紙14参照	準備書p.10.8-65
10.9 植物 10.9.3 評価	別紙15参照	別紙15参照	準備書p.10.9-36
10.10 生態系 10.10.3 評価	別紙16参照	別紙16参照	準備書p.10.10-21
10.11 景観 10.11.2 予測	別紙17参照	別紙17参照	準備書p.10.11-30、 表10.11-26
10.11 景観 10.11.3 評価	別紙18参照	別紙18参照	準備書p.10.11-40
10.12 自然とのふれあいの場 10.11.2 予測	別紙19参照	別紙19参照	準備書p.10.12-38、 表10.12-19(2)
10.12 自然とのふれあいの場 10.11.2 予測	別紙20参照	別紙20参照	準備書p.10.12-41、 表10.12-20(2)
第13章 事後調査の計画			
13.2事後調査方法等 13.2.2 騒音・低周波音	別紙21参照	別紙21参照	準備書p.13-8
資料編			
9. 供用時のバイパス整備による影響について (参考)	—	別紙22参照	準備書記載なし
10. 試掘結果等	—	別紙23参照	準備書記載なし

3. 変更の理由

準備書に対する知事意見等、事業計画の進捗及び具体化を踏まえ、各章に反映させるため記載内容の変更を行った。

4. 変更後の関係地域

本事業に係る関係地域は、「埼玉県環境影響評価条例施行規則」別表第二に基づき、「対象事業が実施される区域の周囲3キロメートル以内の地域」を基準として設定しており、関係地域に変更はない。

5. 変更後の環境影響評価の調査項目及び調査方法

変更後の詳細は、別紙1～23のとおりである。

また、事業計画の変更は、事業の進捗に伴う検討結果によるものであり、事業特性に変更はない。

第2章 都市計画対象事業の目的及び内容

2.6.5 雨水排水及び調整池計画

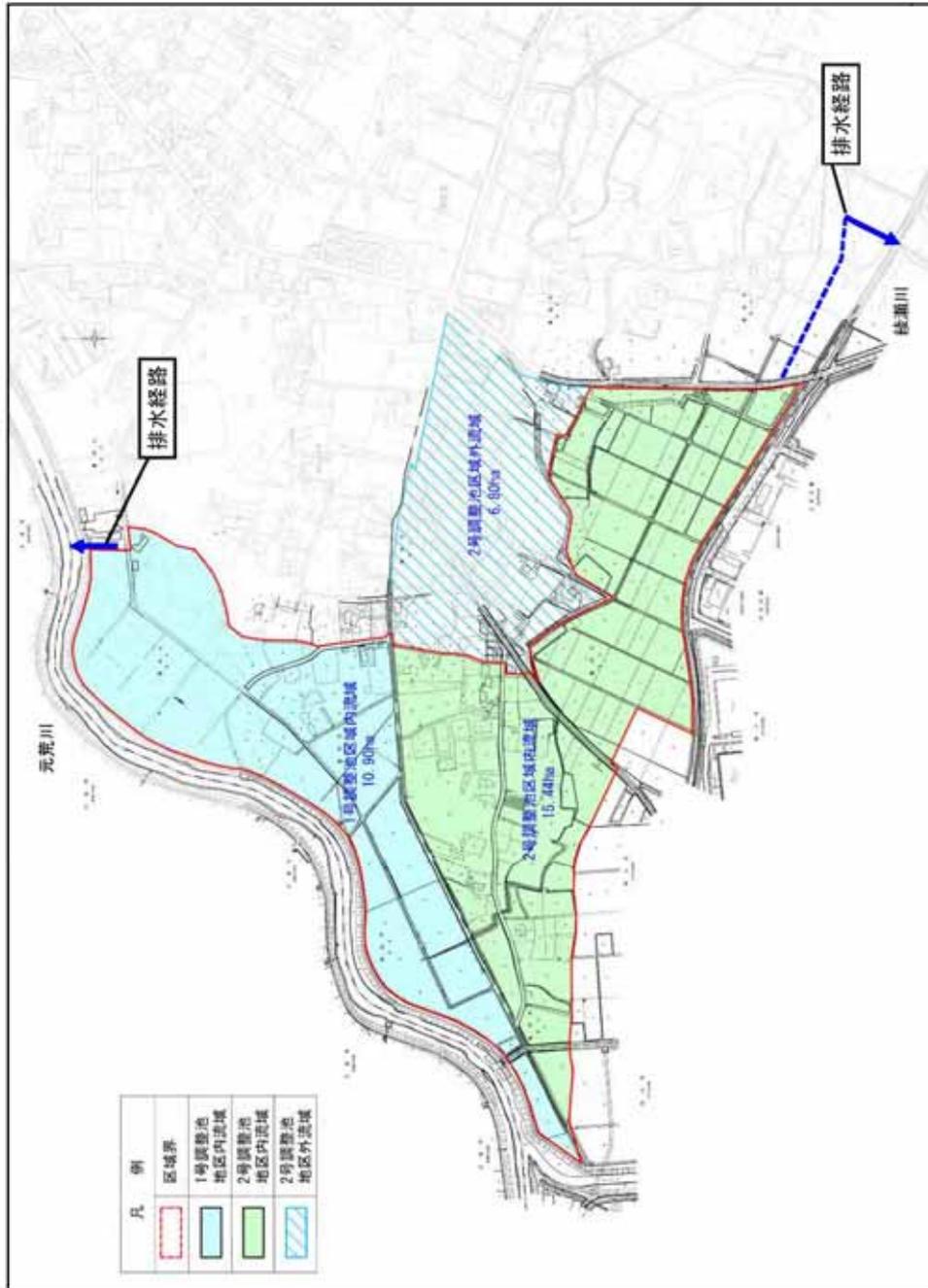


図 2.6-4 流域及び排水経路図

【準備書の内容】

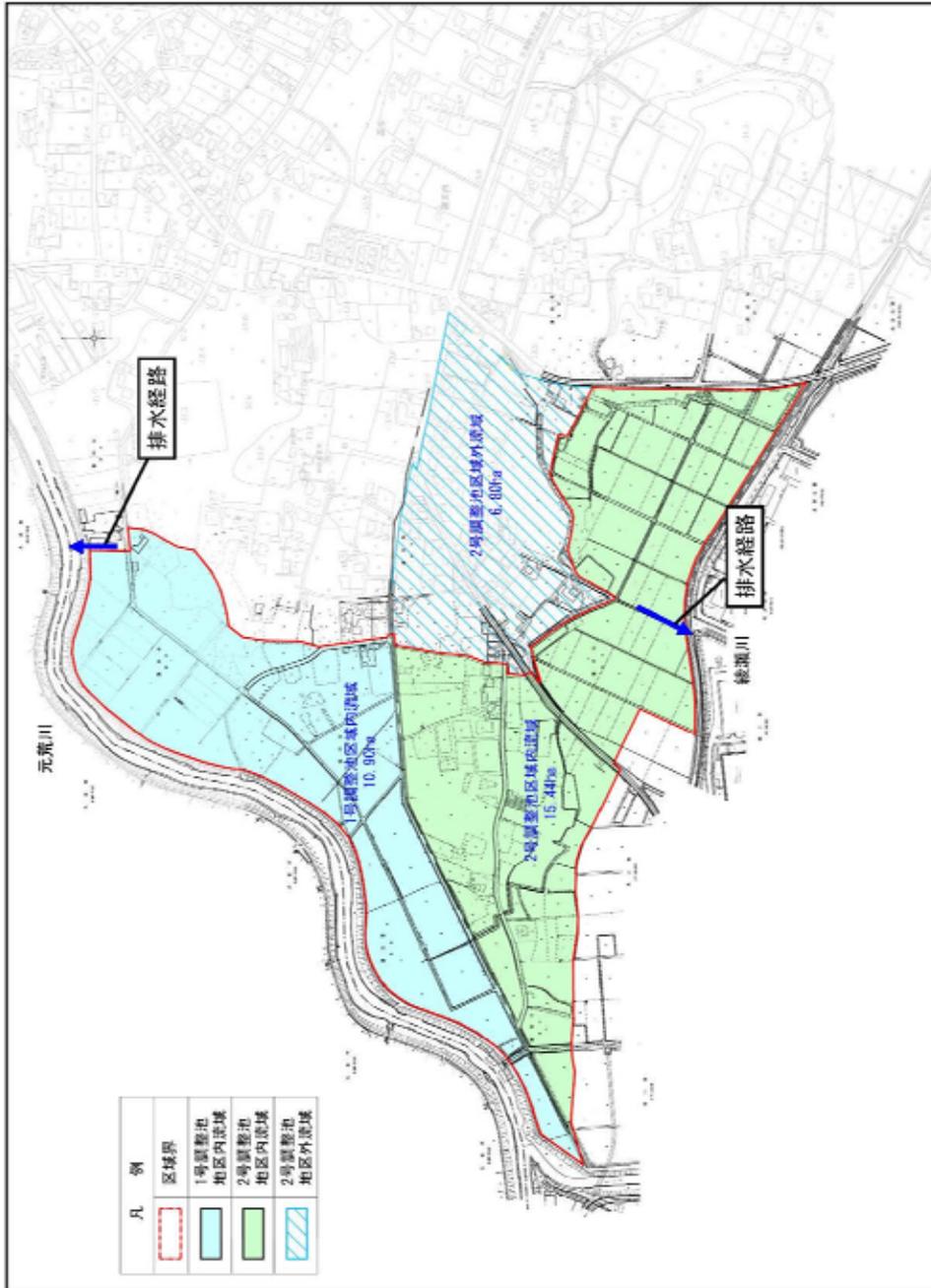
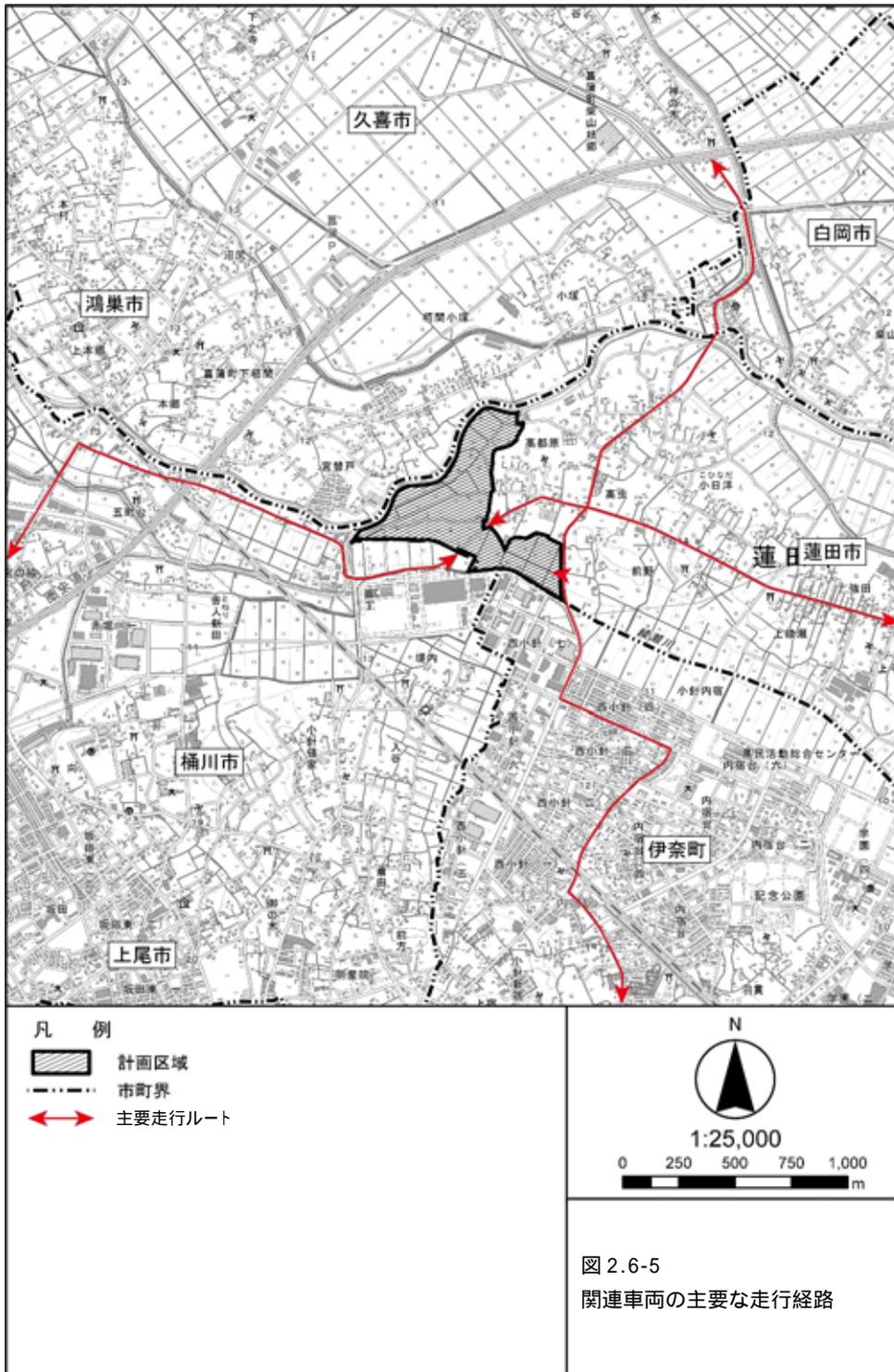


図 2.6-4 流域及び排水経路図

【評価書の内容】

【変更箇所】

事業計画の進捗に伴う検討の結果、綾瀬川へ放流する排水経路を変更した。

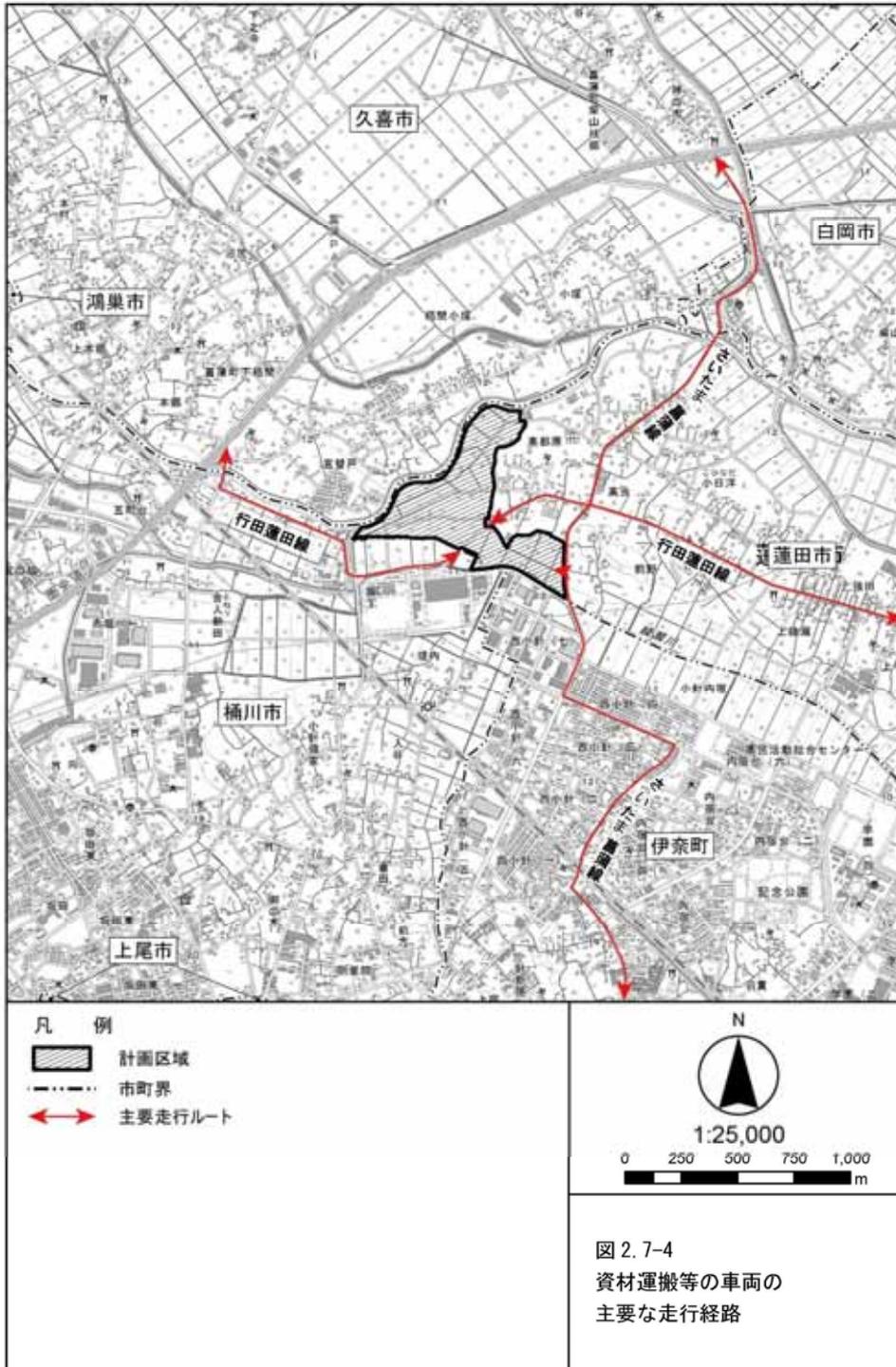


【評価書の内容】

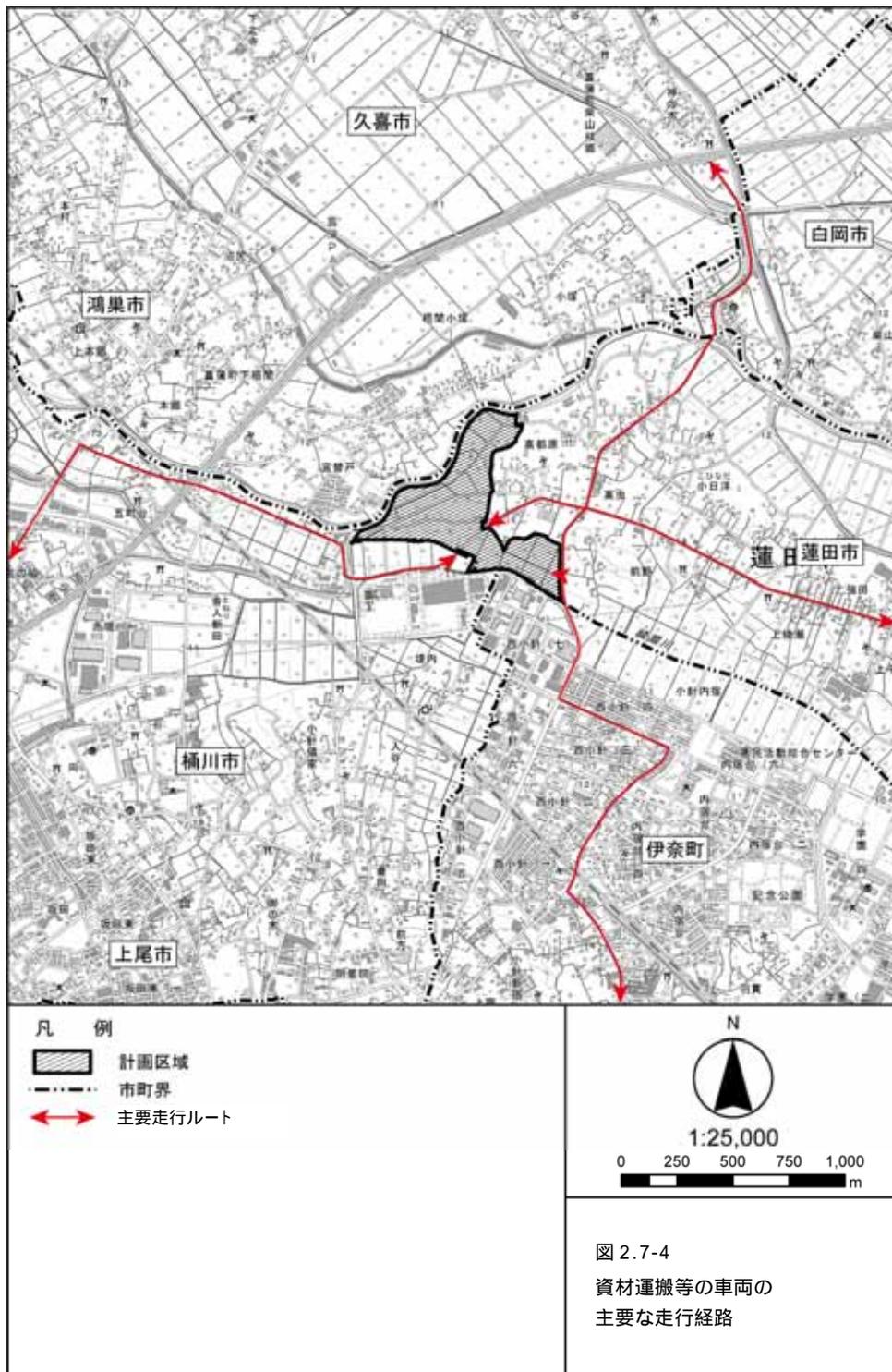
【変更箇所】

事業計画の進捗に伴う検討の結果、計画区域から西側へ出入りする車両の主要走行ルートを変更した。

2.7.5 資材運搬等の走行経路



【準備書の内容】



【評価書の内容】

【変更箇所】

事業計画の進捗に伴う検討の結果、計画区域から西側へ出入りする車両の主要走行ルートを変更した。

第3章 地域の概況

3.1.7 法令による指定及び規制等の状況

【準備書の内容】

(8) 景観

埼玉県では、地域の特性を活かした景観の形成を進めるため、景観法に基づき「埼玉県景観条例」及び「埼玉県景観計画」を定めている。

埼玉県の景観計画区域は図 3.1-12 に示すとおりであり、計画区域のある蓮田市は一般課題対応区域に指定されている。

景観計画区域内において、一定規模を超える建築や工作物の新築や修繕、資材置き場の整備などの行為については、県の景観条例・景観計画に基づき市町村への届出が必要となる。

届出の際は、外観色彩やデザインなどについて、景観計画区域ごとに定める景観形成基準を踏まえる必要がある。

【評価書の内容】

(8) 景観

埼玉県では、地域の特性を活かした景観の形成を進めるため、景観法に基づき「埼玉県景観条例」及び「埼玉県景観計画」を定めている。

埼玉県の景観計画区域は図 3.1-12 に示すとおりであり、計画区域のある蓮田市の用途地域が指定されている箇所は一般課題対応区域に指定されている。

景観計画区域内において、一定規模を超える建築や工作物の新築や修繕、資材置き場の整備などの行為については、県の景観条例・景観計画に基づき市町村への届出が必要となる。

届出の際は、外観色彩やデザインなどについて、景観計画区域に定める景観形成基準を踏まえる必要がある。

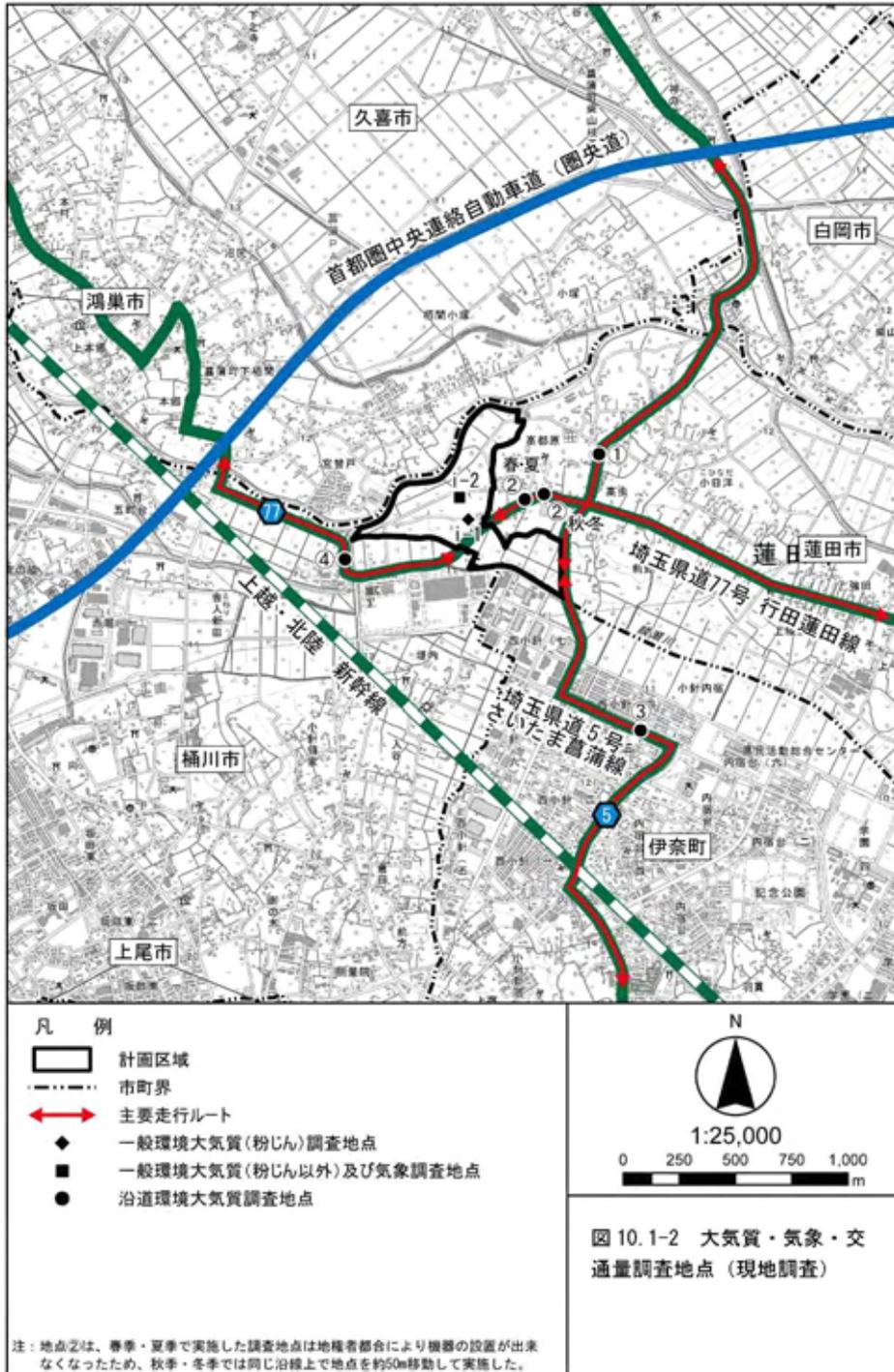
【変更箇所】

庁内調整会議からの意見を踏まえ、適切な表現に修正した。

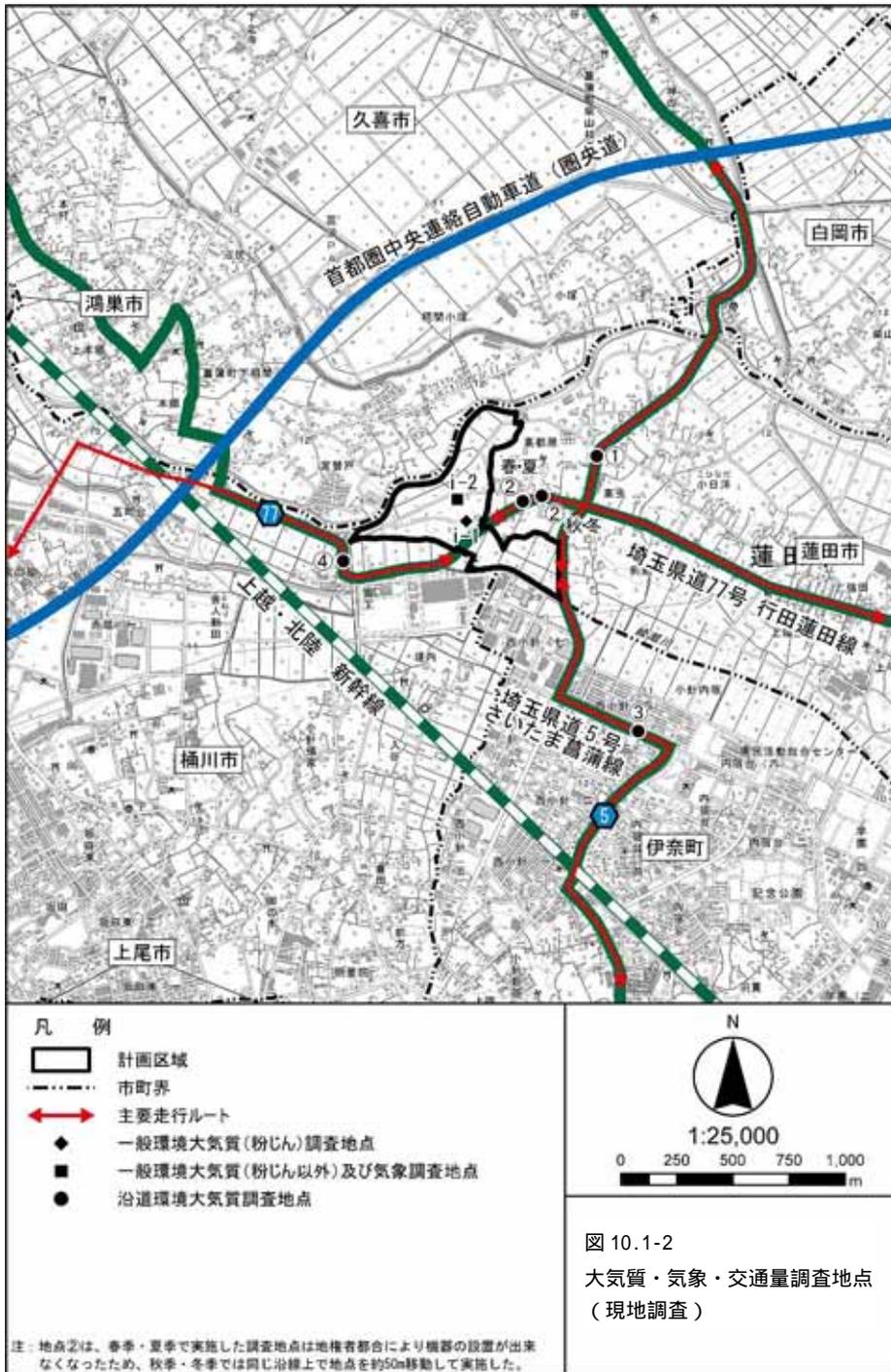
第10章 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果

10.1 大気質

10.1.1 調査



【準備書の内容】



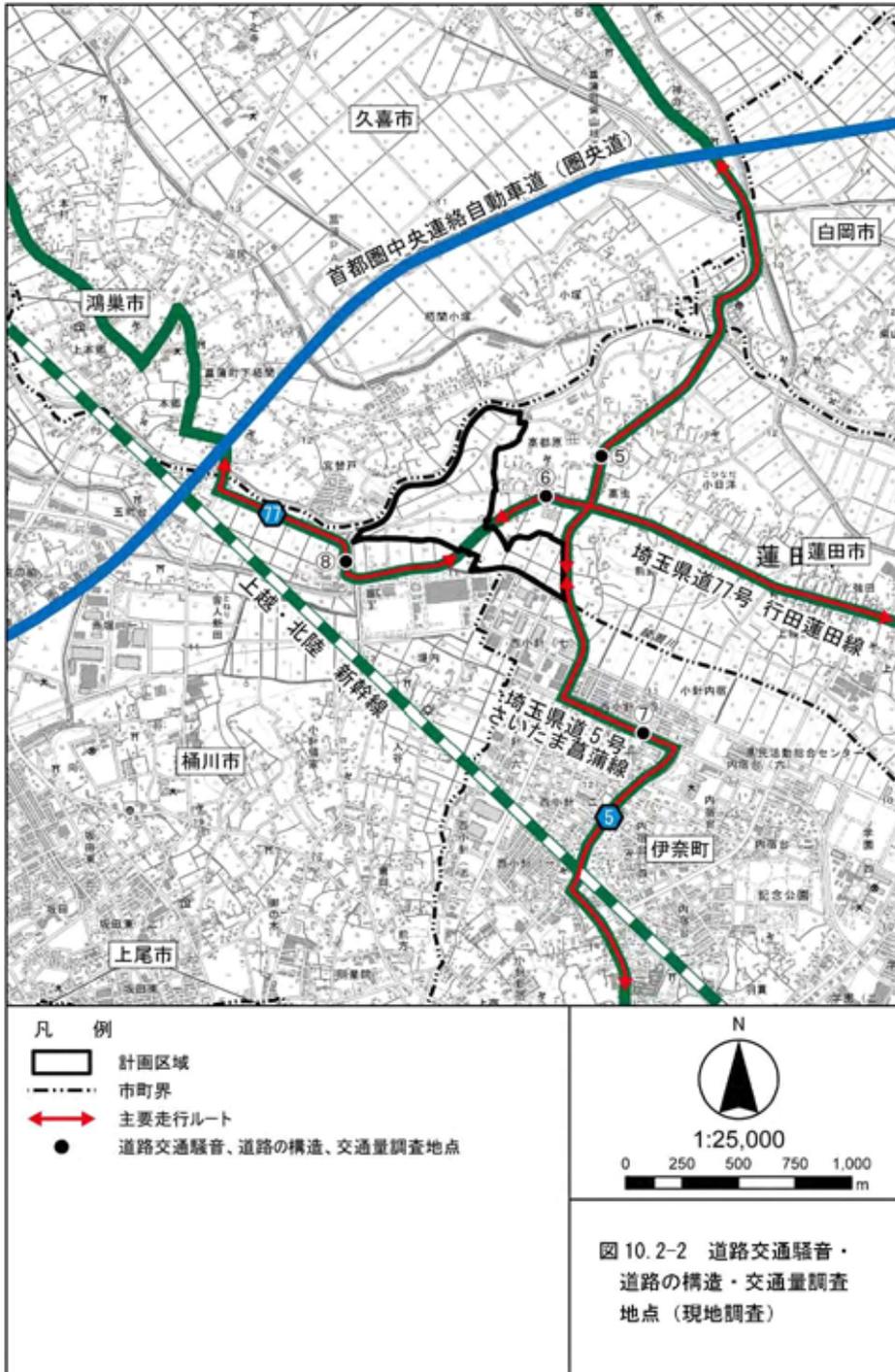
【評価書の内容】

【変更箇所】

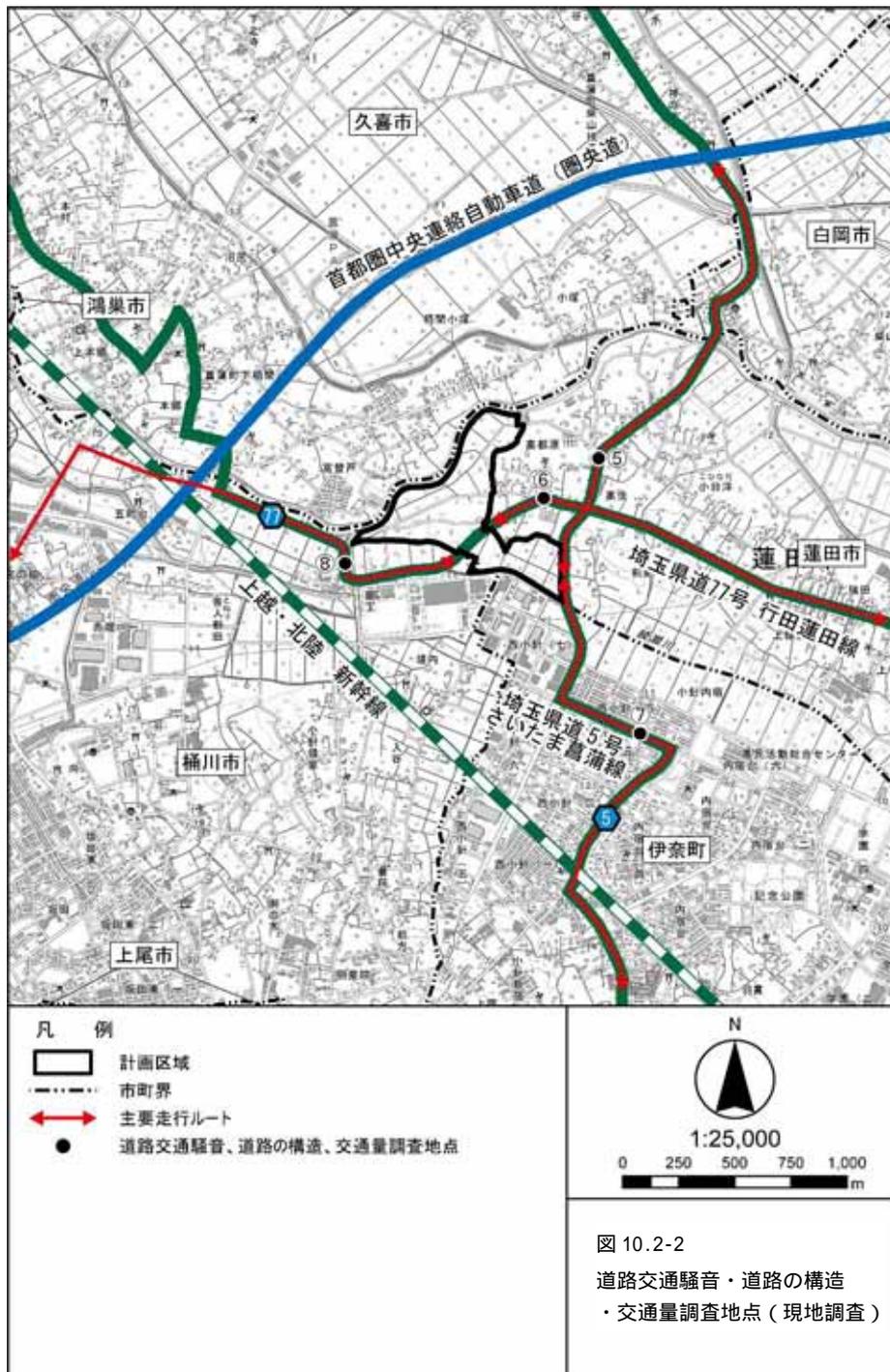
事業計画の進捗に伴う検討の結果、計画区域から西側へ出入りする車両の主要走行ルートを変更した。なお、西側へ出入りする車両の主要走行ルートの変更は、計画区域より約 800m 離れた区間であり、準備書で示した主要走行ルート上に設定した調査地点（地点④）の変更は行わないものとした。

10.2 騒音・低周波音

10.2.1 調査



【準備書の内容】



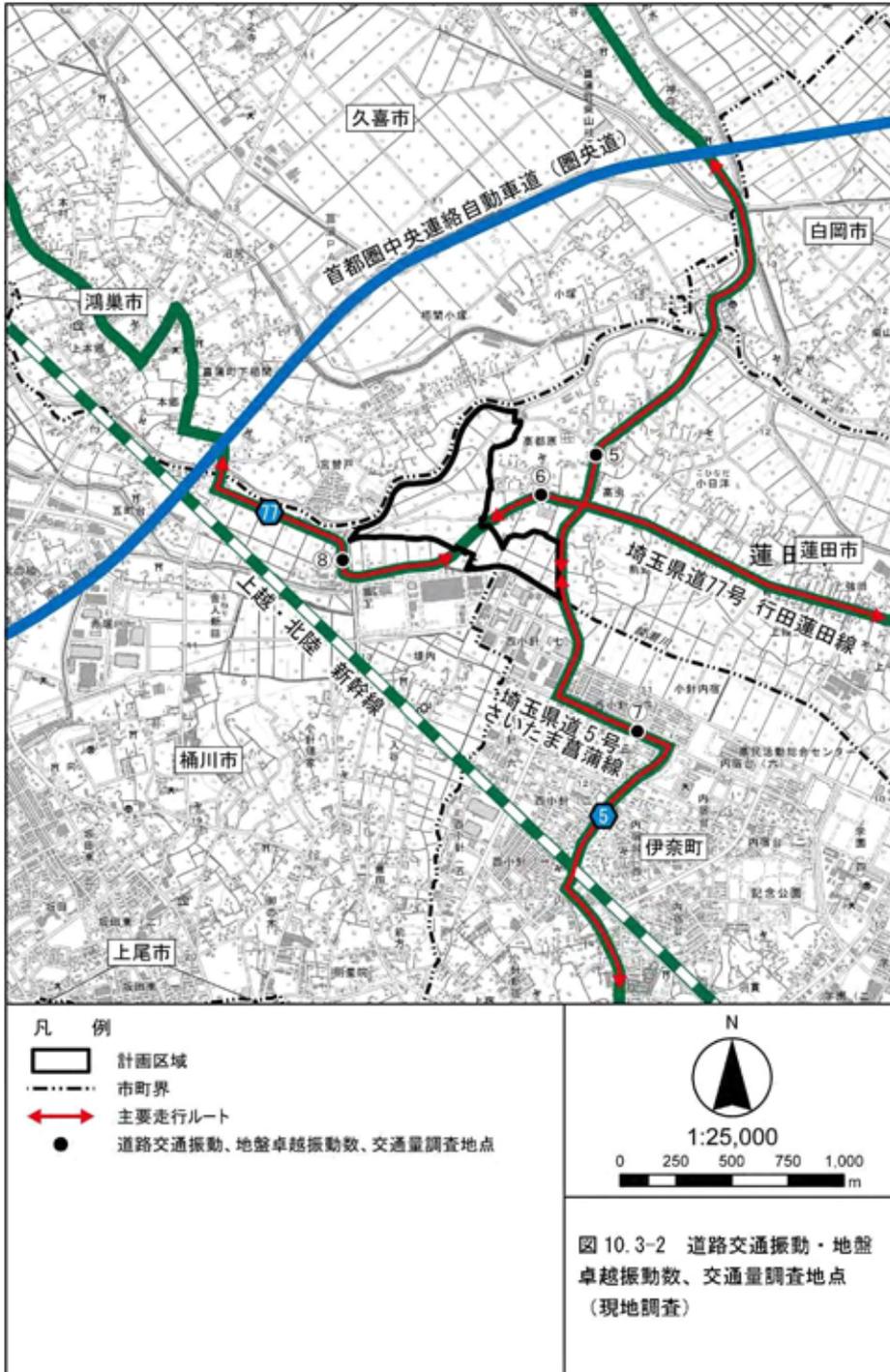
【評価書の内容】

【変更箇所】

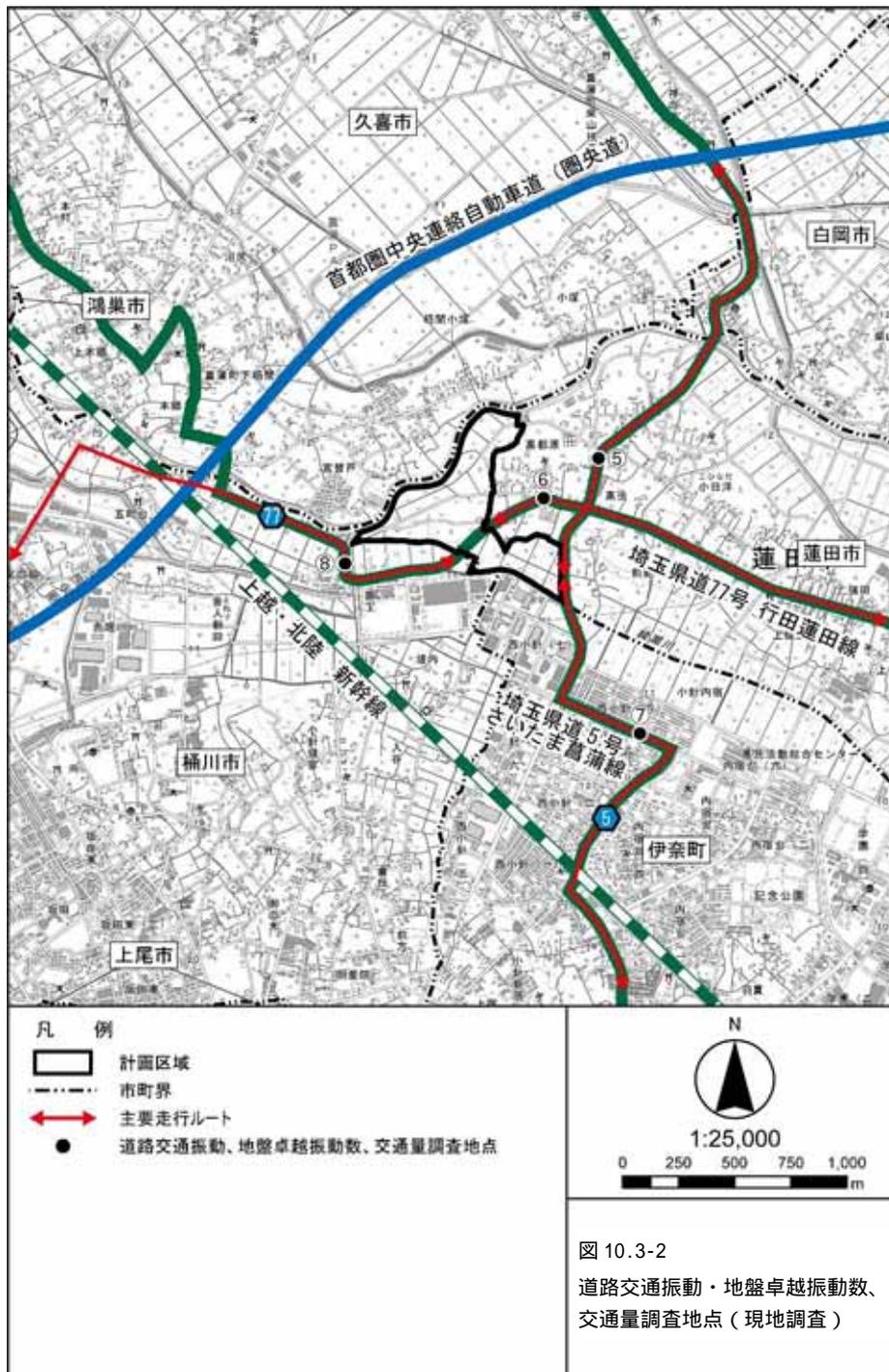
事業計画の進捗に伴う検討の結果、計画区域から西側へ出入りする車両の主要走行ルートを変更した。なお、西側へ出入りする車両の主要走行ルートの変更は、計画区域より約 800m 離れた区間であり、準備書で示した主要走行ルート上に設定した調査地点（地点⑧）の変更は行わないものとした。

10.3 振動

10.3.1 調査



【準備書の内容】



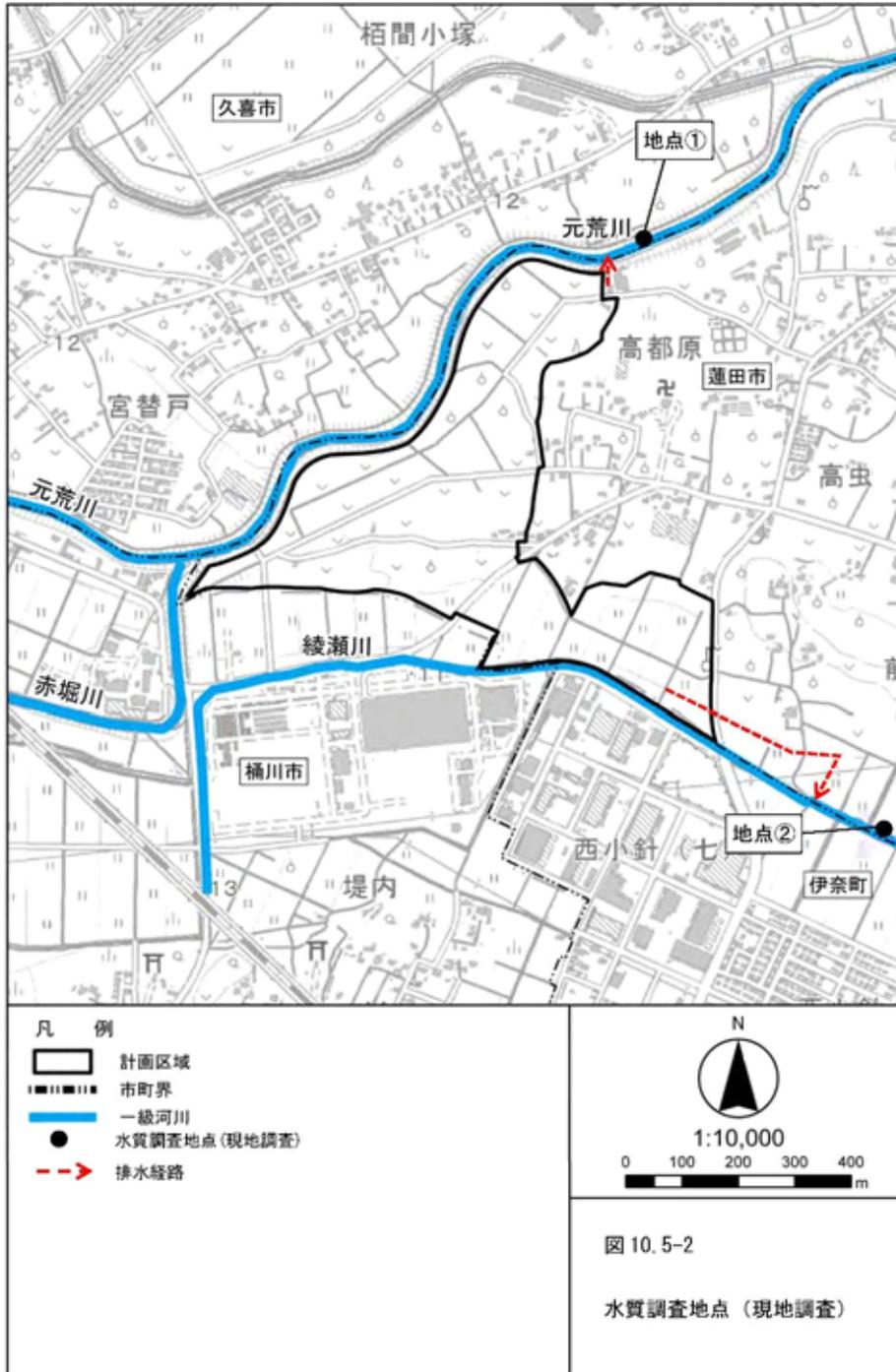
【評価書の内容】

【変更箇所】

事業計画の進捗に伴う検討の結果、計画区域から西側へ出入りする車両の主要走行ルートを変更した。なお、西側へ出入りする車両の主要走行ルートの変更は、計画区域より約 800m 離れた区間であり、準備書で示した主要走行ルート上に設定した調査地点（地点⑧）の変更は行わないものとした。

10.5 水質

10.5.1 調査



【準備書の内容】



【評価書の内容】

【変更箇所】

事業計画の進捗に伴う検討の結果、綾瀬川へ放流する排水経路を変更した。なお、綾瀬川の調査地点（地点②）は、変更前と同様に排水経路の下流側であるため、調査地点の変更は行わないものとした。

【準備書の内容】**ア) 現地調査****(ア) 平常時**

平常時の水質の調査結果について、地点①（元荒川）の調査結果は表 10.5-8 に、地点②（綾瀬川）の調査結果は表 10.5-9 に示すとおりである。

地点①（元荒川）では、冬季の生物化学的酸素要求量が環境基準を超過していた。その他の項目については、全ての季節で環境基準を満足していた。

地点②（綾瀬川）では、全ての季節、全ての項目で環境基準を満足していた。

【評価書の内容】**ア) 現地調査****(ア) 平常時**

平常時の水質の調査結果について、地点①（元荒川）の調査結果は表 10.5-8 に、地点②（綾瀬川）の調査結果は表 10.5-9 に示すとおりである。

地点①（元荒川）では冬季の生物化学的酸素要求量、地点②（綾瀬川）では春季の生物化学的酸素要求量が環境基準を超過していた。その他の項目については、全ての季節で環境基準を満足していた。

【変更箇所】

調査結果と本文中の整合が図れていなかったため、修正した。

10.5.3 評価

【準備書の内容】

影響の回避・低減の観点

施設の稼働にあたっては、以下の措置を講じることで、水質への影響の低減に努める。

- ・進出企業に対し、水質汚濁防止法及び埼玉県生活環境保全条例に定める排水基準を遵守させるとともに、必要に応じて水質汚濁防止対策の徹底等による公害の未然防止に努めるよう要請する。

【評価書の内容】

影響の回避・低減の観点

施設の稼働にあたっては、以下の措置を講じることで、水質への影響の低減に努める。

- ・進出企業に対し、水質汚濁防止法及び埼玉県生活環境保全条例に定める排水基準を遵守させるとともに、必要に応じて水質汚濁防止対策の徹底等による公害の未然防止に努めるよう要請する。
- ・施設の稼働に伴う排水は原則として生物化学的酸素要求量(BOD)又は化学的酸素要求量を 10mg/L 以下とする。また、浄化槽を設置する場合は、原則として合併処理浄化槽とし、水質基準は、処理対象人員 100 人以下の施設は BOD を 20mg/L 以下とし、処理対象人員 101 人以上の施設は BOD を 10mg/L 以下とする。

【変更箇所】

準備書に対する知事意見を踏まえ、環境保全措置を追加した。

10.6 水象

10.6.1 調査



【準備書の内容】



【評価書の内容】

【変更箇所】

事業計画の進捗に伴う検討の結果、綾瀬川へ放流する排水経路を変更した。なお、綾瀬川の調査地点（地点②）は、変更前と同様に排水経路の下流側であるため、調査地点の変更は行わないものとした。

10.6.2 予測

【準備書の内容】

1) 予測結果

現況と将来の流出係数の変化は表 10.6-10、表 10.6-11 に示すとおりである。

計画区域内は、建物が立地し、地面が舗装されることにより流出係数は 0.24 から 0.81 となり、浸透能力が減少する。つまり、雨水が浸透しにくくなり、地下水位及び水脈に対して影響を及ぼす恐れがある。

ただし、緑地の整備や雨水浸透柵等の設置等の環境保全措置を講じることで影響を最小限にすることや洪水調節により雨水を河川に放流・還元することで河道から地下水への浸透供給の効果も期待できることから、影響は小さいものと予測される。

【評価書の内容】

5) 予測結果

現況と将来の流出係数の変化は表 10.6-10、表 10.6-11 に示すとおりである。

計画区域内は、建物が立地し、地面が舗装されることにより流出係数は 0.24 から 0.81 となり、浸透能力が減少する。つまり、雨水が浸透しにくくなり、地下水位及び水脈に対して影響を及ぼす恐れがある。

ただし、緑地の整備や雨水浸透柵等の設置等の環境保全措置を講じることで影響を最小限にすることや流出抑制により区域内に降った雨を一度調節池に貯留するが、その後、河川へ放流還元することで、河道から地下水への浸透供給の効果も期待できることから、影響は小さいものと予測される。

【変更箇所】

準備書に対する庁内調整会議からの意見を踏まえ、表現を修正した。

10.6.3 評価

【準備書の内容】

2) 評価結果

影響の回避・低減の観点

供用時にあたっては、以下の措置を講じることで、造成地の存在に伴う地下水への影響の低減に努める。

- ・工事の着手前から観測井を設置し、地下水の水位を継続的に観測する。
- ・計画区域内は緑地の整備や雨水浸透柵等の設置等により地下水の涵養を図る。

計画区域内の流出係数は、現況の 0.24 から供用時は 0.81 となり、計画区域内の浸透能力が減少する。雨水が浸透しにくくなり、地下水位に対して影響を及ぼす恐れがあるが、上記の環境保全措置を講じることで影響を最小限にすることや洪水調節により雨水を河川に放流・還元することで、河道から地下水への浸透供給の効果も期待できるため、造成地の存在に伴う地下水への影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減が図られているものと評価する。

【評価書の内容】

2) 評価結果

影響の回避・低減の観点

供用時にあたっては、以下の措置を講じることで、造成地の存在に伴う地下水への影響の低減に努める。

- ・工事の着手前から観測井を設置し、地下水の水位を継続的に観測する。
- ・計画区域内は緑地の整備や雨水浸透柵等の設置等により地下水の涵養を図る。

計画区域内の流出係数は、現況の 0.24 から供用時は 0.81 となり、計画区域内の浸透能力が減少する。雨水が浸透しにくくなり、地下水位に対して影響を及ぼす恐れがあるが、上記の環境保全措置を講じることで影響を最小限にすることや流出抑制により区域内に降った雨を一度調節池に貯留するが、その後、河川へ放流還元することで、河道から地下水への浸透供給の効果も期待できるため、造成地の存在に伴う地下水への影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減が図られているものと評価する。

【変更箇所】

準備書に対する庁内調整会議からの意見を踏まえ、表現を修正した。

10.8 動物

10.8.3 評価

【準備書の内容】

2) 評価結果

影響の回避・低減の観点

本事業の実施に伴い、保全すべき動物種のうち、生息地の消失または生息環境の減少による影響を受ける種が確認された。保全すべき種を含む計画区域内の動物にとって最も影響が大きいと予測される生息環境の消失・縮小を回避するため、計画区域の環境を事業者が実行可能な範囲内でできる限り残存できるか検討を行った。その結果、土地区画整理事業ではその事業特性上、回避及び低減措置としての計画区域の再選定や改変面積の最小化は困難と判断した。

このため、工事の実施及び造成地の存在による保全すべき動物種への影響については、以下の措置を講ずることで、影響の低減又は代償に努める。

- ・建設機械は、低騒音型・低振動型の建設機械の使用に努める。
- ・計画的かつ効率的な工事計画を検討し、建設機械の集中稼働を避け、資材運搬等の車両による搬出入が一時的に集中しないよう適切な運行管理に努める。
- ・資材運搬等の車両の走行によるロードキルや移動経路の分断による影響の低減のため、計画区域外への逃避を可能とするための段階的な施工を実施する。
- ・工事時間は原則として8時～18時とすることで照明の使用を極力減らし、光環境の変化を低減する。
- ・作業員に対し保全すべき種の生息地への立ち入りを制限する等の指導を徹底することにより人為的な攪乱による影響を低減する。
- ・濁水については、仮沈砂池に導き、濁水を一旦貯留し、土粒子を十分に沈殿させた後、上澄み水を計画区域外に放流するなど、下流域の動物への影響を低減する。
- ・営巣環境への影響が想定されるトビは、本種の繁殖時期である3月～7月にかけて、営巣林の改変を伴う工事は避ける計画とする。
- ・繁殖場所への影響が想定されるニホンアカガエルは、計画区域周辺で繁殖環境を出来る限り維持することを目的として計画区域周辺の地権者へ協力を求め、計画区域外に水草の栽培地を整備することで繁殖場所を代償し、繁殖環境の保全に努めることとする。なお、水草の栽培地の整備は、本種の繁殖時期である2～4月を避けて実施する計画とする。
- ・公園等の植栽樹種は、現存植生の構成種を考慮し選定する。また、進出企業に対して緑化の推進に努めるよう働きかけ、緑地の創出を図る。

以上により、工事の実施及び造成地の存在による動物への影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減又は代償されていると評価する。

【評価書の内容】

2) 評価結果

影響の回避・低減の観点

本事業の実施に伴い、保全すべき動物種のうち、生息地の消失または生息環境の減少による影響を受ける種が確認された。保全すべき種を含む計画区域内の動物にとって最も影響が大きいと予測される生息環境の消失・縮小を回避するため、計画区域の環境を事業者が実行可能な範囲内でできる限り残存できるか検討を行った。その結果、土地区画整理事業ではその事業特性上、回避及び低減措置としての計画区域の再選定や改変面積の最小化は困難と判断した。

このため、工事の実施及び造成地の存在による保全すべき動物種への影響については、以下の措置を講ずることで、影響の低減又は代償に努める。

- ・建設機械は、低騒音型・低振動型の建設機械の使用に努める。
- ・計画的かつ効率的な工事計画を検討し、建設機械の集中稼働を避け、資材運搬等の車両による搬出入が一時的に集中しないよう適切な運行管理に努める。
- ・資材運搬等の車両の走行によるロードキルや移動経路の分断による影響の低減のため、計画区域外への逃避を可能とするための段階的な施工を実施する。
- ・工事時間は原則として8時～18時とすることで照明の使用を極力減らし、光環境の変化を低減する。
- ・作業員に対し保全すべき種の生息地への立ち入りを制限する等の指導を徹底することにより人為的な攪乱による影響を低減する。
- ・濁水については、仮沈砂池に導き、濁水を一旦貯留し、土粒子を十分に沈殿させた後、上澄み水を計画区域外に放流するなど、下流域の動物への影響を低減する。
- ・営巣環境への影響が想定されるトビは、本種の繁殖時期である3月～7月にかけて、営巣林の改変を伴う工事は避ける計画とする。
- ・繁殖場所への影響が想定されるニホンアカガエルは、計画区域周辺で繁殖環境を出来る限り維持することを目的として計画区域周辺の地権者へ協力を求め、計画区域外に水草の栽培地を整備することで繁殖場所を代償し、繁殖環境の保全に努めることとする。なお、水草の栽培地の整備は、本種の繁殖時期である2～4月を避けて実施する計画とする。
- ・公園等の植栽樹種は、現存植生の構成種を考慮し選定する。また、進出企業に対して緑化の推進に努めるよう働きかけ、緑地の創出を図る。
- ・進出企業に対し、計画区域周辺に存在する住居の位置等を考慮の上、計画建物の搬入口などからの光の漏れや建物自体のライトアップ、街路灯の位置等は、周辺の動物に配慮して漏れ光を抑制した位置や配置等とするよう要請する。

以上により、工事の実施及び造成地の存在による動物への影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減又は代償されていると評価する。

【変更箇所】

準備書に対する知事意見を踏まえ、環境保全措置を追加した。

10.9 植物

10.9.3 評価

【準備書の内容】

2) 評価結果

影響の回避・低減の観点

本事業の実施に伴い、保全すべき植物種のうち、生育地の消失または生育環境の減少による影響を受ける種が確認された。保全すべき種を含む計画区域内の植物にとって最も影響の大きいと予測される生育環境の消失・縮小を回避するため、計画区域の環境を事業者が実行可能な範囲内でできる限り残存できるか検討を行った。その結果、土地区画整理事業ではその事業特性上、回避及び低減措置としての計画区域の再選定や改変面積の最小化は困難と判断した。

このため、造成等の工事及び造成地の存在による保全すべき植物種への影響については、以下の措置を講ずることで、影響の低減又は代償に努める。

- ・ 工事時間は原則として8時～18時とすることで照明の使用を極力減らし、光環境の変化を低減する。
- ・ 濁水については、仮沈砂池に導き、濁水を一旦貯留し、土粒子を十分に沈殿させた後、上澄み水を計画区域外に放流するなど、下流域の植物への影響を低減する。
- ・ 生育地への影響が想定されるコギシギシは、代償措置として計画区域外の生育適地へ生育個体の移植を行い、生育個体の保全に努めることとする。
- ・ 公園等の植栽樹種は、現存植生の構成種を考慮し選定する。また、進出企業に対して緑化の推進に努めるよう働きかけ、緑地の創出を図る。

以上により、造成等の工事及び造成地の存在による植物への影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減又は代償されていると評価する。

【評価書の内容】

2) 評価結果

影響の回避・低減の観点

本事業の実施に伴い、保全すべき植物種のうち、生育地の消失または生育環境の減少による影響を受ける種が確認された。保全すべき種を含む計画区域内の植物にとって最も影響の大きいと予測される生育環境の消失・縮小を回避するため、計画区域の環境を事業者が実行可能な範囲内でできる限り残存できるか検討を行った。その結果、土地区画整理事業ではその事業特性上、回避及び低減措置としての計画区域の再選定や改変面積の最小化は困難と判断した。

このため、造成等の工事及び造成地の存在による保全すべき植物種への影響については、以下の措置を講ずることで、影響の低減又は代償に努める。

- ・ 工事時間は原則として 8 時～18 時とすることで照明の使用を極力減らし、光環境の変化を低減する。
- ・ 濁水については、仮沈砂池に導き、濁水を一旦貯留し、土粒子を十分に沈殿させた後、上澄み水を計画区域外に放流するなど、下流域の植物への影響を低減する。
- ・ 生育地への影響が想定されるコギシギシは、代償措置として計画区域外の生育適地へ生育個体の移植を行い、生育個体の保全に努めることとする。
- ・ 公園等の植栽樹種は、現存植生の構成種を考慮し選定する。また、進出企業に対して緑化の推進に努めるよう働きかけ、緑地の創出を図る。
- ・ 進出企業に対し、計画区域周辺に存在する住居の位置等を考慮の上、計画建物の搬入口などからの光の漏れや建物自体のライトアップ、街路灯の位置等は、周辺の植物に配慮して漏れ光を抑制した位置や配置等とするよう要請する。

以上により、造成等の工事及び造成地の存在による植物への影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減又は代償されていると評価する。

【変更箇所】

準備書に対する知事意見を踏まえ、環境保全措置を追加した。

10.10 生態系

10.10.3 評価

【準備書の内容】

2) 評価結果

影響の回避・低減の観点

着目種や関係種を含む計画区域内の動植物にとって最も影響が大きいと予測される生息・生育環境の消失・縮小を回避するため、計画区域の環境を事業者が実行可能な範囲内でできる限り残存できるか検討を行った。その結果、土地区画整理事業ではその事業特性上、回避及び低減措置としての計画区域の再選定や改変面積の最小化は困難と判断した。

このため、工事の実施及び造成地の存在による生態系への影響については、以下の措置を講ずることで、影響の低減に努める。

- ・建設機械は、低騒音型・低振動型の建設機械の使用に努める。
- ・計画的かつ効率的な工事計画を検討し、建設機械の集中稼働を避け、資材運搬等の車両による搬出入が一時的に集中しないよう適切な運行管理に努める。
- ・資材運搬等の車両の走行によるロードキルや移動経路の分断による影響の低減のため、計画区域外への逃避を可能とするための段階的な施工を実施する。
- ・工事時間は原則として8時～18時とすることで照明の使用を極力減らし、光環境の変化を低減する。
- ・濁水については、仮沈砂池に導き、濁水を一旦貯留し、土粒子を十分に沈殿させた後、上澄み水を計画区域外に放流するなど、下流域の動物・植物への影響を低減する。
- ・公園等の植栽樹種は、現存植生の構成種を考慮し選定する。また、進出企業に対して緑化の推進に努めるよう働きかけ、緑地の創出を図る。

以上により、工事の実施及び造成地の存在による地域を特徴づける生態系への影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減されていると評価する。

【評価書の内容】

2) 評価結果

影響の回避・低減の観点

着目種や関係種を含む計画区域内の動植物にとって最も影響が大きいと予測される生息・生育環境の消失・縮小を回避するため、計画区域の環境を事業者が実行可能な範囲内でできる限り残存できるか検討を行った。その結果、土地区画整理事業ではその事業特性上、回避及び低減措置としての計画区域の再選定や改変面積の最小化は困難と判断した。

このため、工事の実施及び造成地の存在による生態系への影響については、以下の措置を講ずることで、影響の低減に努める。

- ・建設機械は、低騒音型・低振動型の建設機械の使用に努める。
- ・計画的かつ効率的な工事計画を検討し、建設機械の集中稼働を避け、資材運搬等の車両による搬出入が一時的に集中しないよう適切な運行管理に努める。
- ・資材運搬等の車両の走行によるロードキルや移動経路の分断による影響の低減のため、計画区域外への逃避を可能とするための段階的な施工を実施する。
- ・工事時間は原則として8時～18時とすることで照明の使用を極力減らし、光環境の変化を低減する。
- ・濁水については、仮沈砂池に導き、濁水を一旦貯留し、土粒子を十分に沈殿させた後、上澄み水を計画区域外に放流するなど、下流域の動物・植物への影響を低減する。
- ・公園等の植栽樹種は、現存植生の構成種を考慮し選定する。また、進出企業に対して緑化の推進に努めるよう働きかけ、緑地の創出を図る。
- ・進出企業に対し、計画区域周辺に存在する住居の位置等を考慮の上、計画建物の搬入口などからの光の漏れや建物自体のライトアップ、街路灯の位置等は、周辺の動物・植物に配慮して漏れ光を抑制した位置や配置等とするよう要請する。

以上により、工事の実施及び造成地の存在による地域を特徴づける生態系への影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減されていると評価する。

【変更箇所】

準備書に対する知事意見を踏まえ、環境保全措置を追加した。

10.11 景観

10.11.2 予測

【準備書の内容】

表 10.11-26 主要な眺望景観の変化の程度

予測地点	予測結果
① 計画区域 近傍北側 集落	供用時には、視野の正面に進出企業の計画建物が出現し変化が生じる。しかし、計画区域の敷地境界外周部に緩衝緑地帯を設置し、各進出企業に対し、宅地内に緩衝緑地の設置すること、計画建物には周囲の環境と調和する色彩を採用すること、計画建物の配置や大きな形状等は周囲の景観との調和に配慮するなど、眺望景観への影響の緩和に努めるよう要請していく。以上より、変化は生じるものの、環境保全措置の実施により、計画建物は周囲の環境と調和が図られ、耕作地が広がる景観特性に大きな変化は生じないと予測される。
② 計画区域 近傍西側 集落	供用時には、視野の正面に進出企業の計画建物が出現し変化が生じる。しかし、計画区域の敷地境界外周部に緩衝緑地帯を設置し、各進出企業に対し、宅地内に緩衝緑地の設置すること、計画建物には周囲の環境と調和する色彩を採用すること、計画建物の配置や大きな形状等は周囲の景観との調和に配慮するなど、眺望景観への影響の緩和に努めるよう要請していく。以上より、変化は生じるものの、環境保全措置の実施により、計画建物は周囲の環境と調和が図られ、耕作地が広がる景観特性に大きな変化は生じないと予測される。
⑤ 県民活動 総合 センター	供用時には、視野の正面に進出企業の計画建物が出現し変化が生じる。しかし、遠方であり、視野に占める割合が小さく、前面の建物等により一部が遮られ、眺望景観の変化は小さいものと予測される。
⑧ 高都原の 雑木林	高都原の雑木林が改変された時点での影響としては、供用時には主にコナラで構成される雑木林の一部が改変される。ただし、雑木林の改変率は 20.7%であるとともに、改変箇所背後となる計画区域外の雑木林は残存することから、雑木林が見える眺望景観に大きな変化は生じないと予測される。また、雑木林が見える眺望地点からは、視野の正面に進出企業の計画建物及び調整池が出現し、改変箇所は計画建物に遮られ、雑木林の改変箇所は視認できないと予測される。
⑨ 綾瀬川の 水辺景観	盛土による綾瀬川の水辺景観への影響としては、供用時には計画区域内は盛土によって地盤が高くなり、視野の正面の綾瀬川の背後に進出企業の計画建物及び街区公園が出現し変化が生じる。ただし、綾瀬川は直接改変されず、盛土高は 2m 程度であり、盛土が視野を占める割合は小さい。また、各進出企業に対し、宅地内に緩衝緑地の設置すること、計画建物には周囲の環境と調和する色彩を採用すること、計画建物の配置や大きな形状等は周囲の景観との調和に配慮するなど、眺望景観への影響の緩和に努めるよう要請していく。以上より、綾瀬川の水辺景観に変化は生じるものの、環境保全措置の実施により、圧迫感の低減に努めるほか、計画建物は周囲の環境と調和が図られるものと予測される。
⑩ 荒川左岸 北部下水道 事務所	供用時には、視野の正面に進出企業の計画建物が出現し変化が生じる。しかし、各産業用地の敷地境界外周部に緩衝緑地帯を設置するほか、各進出企業に対し、宅地内に緩衝緑地の設置すること、計画建物には周囲の環境と調和する色彩を採用すること、計画建物の配置や大きな形状等は周囲の景観との調和に配慮するなど、眺望景観への影響の緩和に努めるよう要請していく。以上より、変化は生じるものの、環境保全措置の実施により、計画建物は周囲の環境と調和が図られ、耕作地が広がる景観特性に大きな変化は生じないと予測される。
⑫ 高虫交差点	供用時には、住宅等の背後に進出企業の計画建物が出現し変化が生じるが、前面の建物等により一部が遮られる。また、各進出企業に対し、計画建物には周囲の環境と調和する色彩を採用すること、計画建物の配置や大きな形状等は周囲の景観との調和に配慮するなど、眺望景観への影響の緩和に努めるよう要請していく。以上より、変化は生じるものの、環境保全措置の実施により、計画建物は周囲の環境と調和が図られ、集落からの景観特性に大きな変化は生じないと予測される。

【評価書の内容】

表 10.11-26 主要な眺望景観の変化の程度

予測地点		予測結果
①	計画区域 近傍北側 集落	供用時には、視野の正面に進出企業の計画建物が出現し変化が生じる。しかし、計画区域の敷地境界外周部に緩衝緑地帯を設置し、各進出企業に対し、宅地内に緩衝緑地の設置すること、計画建物には周囲の環境と調和する色彩を採用すること、計画建物の配置や大きさ、形状等は周囲の景観との調和に配慮するなど、眺望景観への影響の緩和に努めるよう要請していく。以上より、変化は生じるものの、環境保全措置の実施により、計画建物は周囲の環境と調和が図られ、耕作地が広がる景観特性に大きな変化は生じないと予測される。
②	計画区域 近傍西側 集落	供用時には、視野の正面に進出企業の計画建物が出現し変化が生じる。しかし、計画区域の敷地境界外周部に緩衝緑地帯を設置し、各進出企業に対し、宅地内に緩衝緑地の設置すること、計画建物には周囲の環境と調和する色彩を採用すること、計画建物の配置や大きさ、形状等は周囲の景観との調和に配慮するなど、眺望景観への影響の緩和に努めるよう要請していく。以上より、変化は生じるものの、環境保全措置の実施により、計画建物は周囲の環境と調和が図られ、耕作地が広がる景観特性に大きな変化は生じないと予測される。
⑤	県民活動 総合 センター	供用時には、視野の正面に進出企業の計画建物が出現し変化が生じる。しかし、遠方であり、視野に占める割合が小さく、前面の建物等により一部が遮られ、眺望景観の変化は小さいものと予測される。
⑧	高都原の 雑木林	高都原の雑木林が改変された時点での影響としては、供用時には主にコナラで構成される雑木林の一部が改変される。ただし、雑木林の改変率は 20.7%であるとともに、改変箇所の背後となる計画区域外の雑木林は残存することから、雑木林が見える眺望景観に大きな変化は生じないと予測される。また、雑木林が見える眺望地点からは、視野の正面に進出企業の計画建物及び調整池が出現し、改変箇所は計画建物に遮られ、雑木林の改変箇所は視認できないと予測される。
⑨	綾瀬川の 水辺景観	盛土による綾瀬川の水辺景観への影響としては、供用時には計画区域内は盛土によって地盤が高くなり、視野の正面の綾瀬川の背後に進出企業の計画建物及び街区公園が出現し変化が生じる。ただし、綾瀬川は直接改変されず、盛土高は 2m 程度であり、盛土が視野を占める割合は小さい。また、各進出企業に対し、宅地内に緩衝緑地の設置すること、計画建物には周囲の環境と調和する色彩を採用すること、計画建物の配置や大きさ、形状等は周囲の景観との調和に配慮するなど、眺望景観への影響の緩和に努めるよう要請していく。以上より、綾瀬川の水辺景観に変化は生じるものの、環境保全措置の実施により、圧迫感の低減に努めるほか、計画建物は周囲の環境と調和が図られるものと予測される。
⑩	荒川左岸 北部下水道 事務所	供用時には、視野の正面に進出企業の計画建物が出現し変化が生じる。しかし、各産業用地の敷地境界外周部に緩衝緑地帯を設置するほか、各進出企業に対し、宅地内に緩衝緑地の設置すること、計画建物には周囲の環境と調和する色彩を採用すること、計画建物の配置や大きさ、形状等は周囲の景観との調和に配慮するなど、眺望景観への影響の緩和に努めるよう要請していく。以上より、変化は生じるものの、環境保全措置の実施により、計画建物は周囲の環境と調和が図られ、耕作地が広がる景観特性に大きな変化は生じないと予測される。
⑫	高虫交差点	供用時には、住宅等の背後に進出企業の計画建物が出現し変化が生じるが、前面の建物等により一部が遮られる。また、各進出企業に対し、計画建物には周囲の環境と調和する色彩を採用すること、計画建物の配置や大きさ、形状等は周囲の景観との調和に配慮するなど、眺望景観への影響の緩和に努めるよう要請していく。以上より、変化は生じるものの、環境保全措置の実施により、計画建物は周囲の環境と調和が図られ、集落からの景観特性に大きな変化は生じないと予測される。

【変更箇所】

準備書に対する庁内調整会議からの意見を踏まえ、表現を修正した。

10.11.3 評価

【準備書の内容】

1) 評価結果

影響の回避・低減の観点

造成地及び施設の存在に伴う眺望景観への影響については、以下の措置を講じることで、周辺環境への影響の低減に努める。

- ・計画区域の敷地境界に緩衝緑地帯を設置し、新たな緑地景観の創造に努める。
- ・進出企業に対し、宅地内に緩衝緑地の設置等、景観への影響の緩和に努めるよう要請する。
- ・進出企業に対し、計画建物には周囲の環境と調和する色彩を採用するなど、景観への影響の緩和に努めるよう要請する。
- ・進出企業に対して、計画建物の配置や大きな形状等は周囲の景観との調和に配慮するよう要請する。

【評価書の内容】

2) 評価結果

影響の回避・低減の観点

造成地及び施設の存在に伴う眺望景観への影響については、以下の措置を講じることで、周辺環境への影響の低減に努める。

- ・計画区域の敷地境界に緩衝緑地帯を設置し、新たな緑地景観の創造に努める。
- ・進出企業に対し、宅地内に緩衝緑地の設置等、景観への影響の緩和に努めるよう要請する。
- ・進出企業に対し、計画建物等のデザインについて、埼玉県景観計画における景観形成基準を遵守するよう要請する。
- ・進出企業に対して、計画建物の配置や大きさ、形状等は周囲の景観との調和に配慮するよう要請する。
- ・進出企業に対し、計画区域周辺に存在する住居の位置等を考慮の上、計画建物の搬入口などからの光の漏れや建物自体のライトアップ、街路灯の位置等は、周囲の景観との調和に配慮した位置や配置等とするよう要請する。

【変更箇所】

準備書に対する庁内調整会議からの意見を踏まえ、適切な表現に修正した。
また、知事意見を踏まえ、環境保全措置を追加した。

10.12 自然とのふれあいの場

10.12.2 予測

【準備書の内容（該当箇所のみ抜粋）】

表 10.12-19(1) 予測結果（工事の実施）

番号	予測地点名	利用環境の変化の程度	交通手段の阻害のおそれの有無
⑦	文化財お散歩マップ	工事の実施による本コースの直接的な変化はないが、資材運搬等の車両の主要な走行経路と重なる箇所がある。しかし、重なる区間は50m程度であり、必要に応じて安全対策を実施するなどの環境保全措置を講じる。以上より工事の実施による利用環境への影響は小さいものと予測される。	本コースへのアクセスルートは資材運搬等の車両の主要な走行経路と重なる可能性があるが、それ以外の場所からのアクセスが容易であるため、工事の実施による交通手段への影響は小さいものと予測される。

表 10.12-19(2) 予測結果（工事の実施）

番号	予測地点名	利用環境の変化の程度	交通手段の阻害のおそれの有無
⑭	桶川・田園と川のルート	工事の実施による本コースの直接的な変化はなく、資材運搬等の車両の主要な走行経路にも近接していない。以上より、工事の実施による利用環境への影響はないものと予測される。	本コースへの主なアクセスルートは周辺的生活道路と考えられ、資材運搬等の車両の主要な走行経路となっていない。以上より、工事の実施による交通手段への影響はないものと予測される。

【評価書の内容（該当箇所のみ抜粋）】

表 10.12-19(1) 予測結果（工事の実施）

番号	予測地点名	利用環境の変化の程度	交通手段の阻害のおそれの有無
⑥	舎人スポーツパーク	工事の実施による自然とのふれあいの場の直接的な変化はなく、資材運搬等の車両の主要な走行経路にも近接していない。以上より、	自然とのふれあいの場への主なアクセスルートは周辺的生活道路と考えられ、資材運搬等の車両の主要な走行経路となっていない。以上より、工事の実施による交通手段への影響はないものと予測される。
⑦	文化財お散歩マップ	工事の実施による利用環境への影響はないものと予測される。	工事の実施による交通手段への影響はないものと予測される。

表 10.12-19(2) 予測結果（工事の実施）

番号	予測地点名	利用環境の変化の程度	交通手段の阻害のおそれの有無
⑭	桶川・田園と川のルート	本コースの一部区間が資材運搬等の車両の主要な走行経路と重なるものの、計画区域から1km以上離れた箇所であることや、走行経路と重なる箇所は歩道が整備されているため、供用時の利用環境への影響は小さいものと予測される。	本コースへのアクセスルートは関連車両の主要な走行経路と重なる可能性があるが、それ以外の場所からのアクセスが容易であるため、供用時の交通手段への影響は小さいものと予測される。

【変更箇所】

西側へ出入りする車両の主要走行ルートの変更に伴い、自然とのふれあいの場と重なる区間に変更が生じることから、予測結果を修正した。

【準備書の内容（該当箇所のみ抜粋）】

表 10.12-20(1) 予測結果（存在・供用）

番号	予測地点名	利用環境の変化の程度	交通手段の阻害のおそれの有無
⑦	文化財お散歩マップ	本コースは供用時の関連車両の主要な走行経路と重なる箇所がある。しかし、重なる区間は 50m 程度であり、必要に応じて安全対策を実施するなどの環境保全措置を講じる。以上より、供用時の利用環境への影響は小さいものと予測される。	本コースへのアクセスルートは関連車両の主要な走行経路と重なる可能性があるが、それ以外の場所からのアクセスが容易であるため、供用時の交通手段への影響は小さいものと予測される。

表 10.12-20(2) 予測結果（存在・供用）

番号	予測地点名	利用環境の変化の程度	交通手段の阻害のおそれの有無
⑭	桶川・田園と川のルート	本コースは供用時の関連車両の主要な走行経路に近接していない。以上より、供用時の利用環境への影響はないものと予測される。	本ルートへの主なアクセスルートは周辺の生活道路と考えられ、関連車両の主要な走行経路となっていない。以上より、供用時の交通手段への影響はないものと予測される。

【評価書の内容（該当箇所のみ抜粋）】

表 10.12-20(1) 予測結果（存在・供用）

番号	予測地点名	利用環境の変化の程度	交通手段の阻害のおそれの有無
⑥	舎人スポーツパーク	本施設は関連車両の主要な走行経路に近接していない。以上より、	本施設へのアクセスルートは周辺の生活道路と考えられ、資材運搬等の車両の主要な走行経路となっていない。以上より、供用時の交通手段への影響はないものと予測される。
⑦	文化財お散歩マップ	供用時の利用環境への影響はないものと予測される。	

表 10.12-20(2) 予測結果（存在・供用）

番号	予測地点名	利用環境の変化の程度	交通手段の阻害のおそれの有無
⑭	桶川・田園と川のルート	本コースの一部区間が関連車両の主な走行経路と重なるものの、計画区域から 1 km 以上離れた箇所であることや、走行経路と重なる箇所は歩道が整備されているため、供用時の利用環境への影響は小さいものと予測される。	本コースへのアクセスルートは関連車両の主要な走行経路と重なる可能性があるが、それ以外の場所からのアクセスが容易であるため、供用時の交通手段への影響は小さいものと予測される。

【変更箇所】

西側へ出入りする車両の主要走行ルートの変更に伴い、自然とのふれあいの場と重なる区間に変更が生じることから、予測結果を修正した。

第13章 事後調査の計画

13.2 事後調査方法等

13.2.2 騒音・低周波音

【準備書の内容】

(2) 調査方法

1) 騒音の状況

道路交通騒音

道路交通騒音の騒音レベル (L_{A5} 、 L_{A50} 、 L_{A95} 、 L_{Aeq}) については、「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年、環境庁告示第 64 号）に定める「環境騒音の表示・測定方法（JISZ8731（1999））」に準じて、計量法第 71 条の条件に合格した普通騒音計及びメモリーカードを用いて測定する。

【評価書の内容】

(2) 調査方法

1) 騒音の状況

道路交通騒音

道路交通騒音の騒音レベル (L_{A5} 、 L_{A50} 、 L_{A95} 、 L_{Aeq}) については、「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年、環境庁告示第 64 号）に定める「環境騒音の表示・測定方法（JISZ8731（1999））」に準じて、計量法第 71 条の条件に合格した普通騒音計及びメモリーカードを用いて測定する。

また、交通量調査を合わせて実施する。交通量はハンドカウンターを用いて測定する。

【変更箇所】

準備書に対する技術審議会における指摘を踏まえ、供用時の交通量調査を追加した。

資料編

【準備書の内容】

記載なし

【評価書の内容】

9. 供用時のバイパス整備による影響について（参考）

9.1 交通量の変化

計画区域内は、図 9-1 に示す計画区域の中心を西から東にかけて横断する行田・蓮田線バイパスが整備される予定である。行田・蓮田線バイパスの整備については、本事業とは別事業であり、埼玉県が事業者となっている。

本事業の基本設計段階において、交通影響を把握するために行田・蓮田バイパスの有無における交通量の検討を行っており、本評価書に記載した自動車交通の発生に伴う影響の予測時に設定した将来交通量と基本設計段階におけるバイパスあり、なしの将来交通量を比較した。交通量の比較結果は、表 9-1 に示すとおりである。

なお、基本設計段階の交通量は、本事業において、独自の解析により検討しているため、交通量の数値は参考値とする。



図 9-1 行田・蓮田線バイパスの位置

表 9-1 交通量の予測条件の比較

予測地点	評価書の将来交通量						総計
	現地調査		関連車両		合計		
	大型車	小型車	大型車	小型車	大型車	小型車	
地点①	1,721	8,813	419	1,870	2,140	10,683	12,823
地点②	1,592	7,588	701	3,340	2,293	10,928	13,221
地点③	1,156	6,925	282	1,470	1,438	8,395	9,833
地点④	1,473	7,742	648	3,407	2,121	11,149	13,270

予測地点	基本設計段階の将来交通量					
	バイパスあり			バイパスなし		
	大型車	小型車	合計	大型車	小型車	合計
地点①	1,740	6,960	8,700	1,920	7,680	9,600
地点②	2,140	8,560	10,700	1,920	7,680	9,600
地点③	1,940	7,760	9,700	1,900	7,600	9,500
地点④	540	2,160	2,700	1,760	7,040	8,800

注1：基本設計段階の交通量は、本事業において、独自の解析により検討しているため、交通量の数値は参考値とする。

注2：予測地点①～④は大気質の予測地点であり、騒音・振動の予測地点⑤～⑧にそれぞれ該当する。

9.2 バイパス整備による影響について

前項において交通量を比較した結果、予測地点③においては、車両の合計台数は評価書で設定した将来交通量が最も多かったが、基本設計段階のバイパスありの交通量は、大型車の割合が多いため、大気質、騒音、振動の影響が大きくなる可能性がある。そのため、予測地点③の基本設計段階のバイパスありの将来交通量においても自動車交通の発生に伴う大気質、騒音、振動の影響に関する予測・評価を行った。

各予測・評価結果は、表 9-2 に示すとおりである。

全ての項目において、環境基準等の整合を図るべき基準等との整合が図られているものと評価する。

表 9-2(1) 自動車交通の発生に伴う大気質の予測・評価結果（予測地点：バイパスあり）

予測地点	バックグラウンド濃度	一般車両による付加濃度	関連車両による付加濃度	将来予測濃度		整合を図るべき基準等
				年平均値	平均値	
二酸化窒素 (ppm)	入方向	0.009	0.00080	0.00054	0.01034	0.04～0.06ppm までのゾーン内 又はそれ以下
	出方向		0.00071	0.00048	0.01019	
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	入方向	0.013	0.00006	0.00005	0.01311	1時間値の 1日平均値が 0.10mg/m ³ 以下
	出方向		0.00005	0.00002	0.01307	
非メタン炭化水素 (ppmC)	入方向	0.12	0.00015	0.00002	0.12017	0.20ppmC ～0.31ppmCの 範囲内又は それ以下
	出方向		0.00013	0.00002	0.12015	

表 9-2(2) 自動車交通の発生に伴う騒音の予測・評価結果(予測地点 : バイパスあり)

時間区分	予測地点		予測結果 (L _{Aeq}) (デシベル)			整合を図るべき基準等 (デシベル)		
			現況交通量による等価騒音レベル	将来交通量による等価騒音レベル	関連車両の走行に伴う増加等価騒音レベル	環境基準	要請限度	
			A	B	B - A			
地点⑦	入方向		64 (63.6)	65 (65.0)	1.4	70	75	
	出方向※		64 (63.6)	65 (65.0)	1.4			
	地点⑦	入方向		58 (58.3)	60 (60.1)	1.8	65	70
		出方向※		58 (58.2)	60 (60.0)	1.8		

注1：現況交通量による等価騒音レベルは、各地点における平日の現地調査結果とした。

注2：方向欄の「※」は、道路交通騒音の現地調査を実施している方向を示す。

注3：現地調査を実施していない方向の現況交通量による等価騒音レベルは、現地調査結果を基に計算から求めた現況値である。

注4：時間区分は昼間：6～22時、夜間：22～6時である。

表 9-2(3) 自動車交通の発生に伴う振動の予測・評価結果(予測地点 : バイパスあり)

予測地点		時間区分	予測時間帯	予測結果 (L ₁₀) (デシベル)			整合を図るべき基準等 (デシベル)
				現況交通量による振動レベル	将来交通量による振動レベル	関連車両の走行に伴う増加振動レベル	
				A	B	B - A	
地点⑦	入方向	昼間	11時台	45 (44.8)	47 (46.6)	1.8	65
	出方向※			45 (44.8)	47 (46.6)	1.8	
	入方向※	夜間	7時台	44 (43.7)	45 (45.3)	1.6	60
	出方向			44 (43.7)	45 (45.3)	1.6	

注1：時間区分：昼間8時～19時、夜間19時～8時

注2：予測時間帯は、各時間区分で関連車両の走行時の振動レベルが最大となる時間帯とした。

注3：現況交通量による振動レベルは、各地点における平日の現地調査結果とした。

注4：方向欄の「※」は、道路交通振動の現地調査を実施している方向を示す。

注5：現地調査を実施していない方向の現況交通量による振動レベルは、現地調査結果を基に計算から求めた現況値である。

【変更箇所】

準備書に対する知事意見を踏まえ、埼玉県が事業主体である行田・蓮田線バイパスによる影響を考慮した資料を追加した。

10. 試掘調査結果等

【準備書の内容】

記載なし

【評価書の内容】

10.1 試掘調査概要

計画区域周辺における埋蔵文化財包蔵地の位置は「第3章、3.2、3.2.7、(2)埋蔵文化財」、計画区域内における埋蔵文化財包蔵地の試掘調査状況は表-1に示すとおりである。

計画区域内の埋蔵文化財包蔵地は、平成29年度から蓮田市教育委員会にて試掘調査を実施している。

表-1 埋蔵文化財包蔵地の試掘調査状況

遺跡	種別	時代	試掘調査実施期間	対象地に対する 試掘調査率
正御地遺跡	集落跡	縄文	平成30年3月～令和5年3月	6.36%
高都原遺跡	集落跡	縄文	平成31年3月～令和5年3月	11.78%

注1：試掘調査率は、以下のとおり算出した。

$$\text{試掘坑面積(m}^2\text{)} / \text{対象地面積(m}^2\text{)} \times 100 = \text{試掘調査率 (\%)}$$

注2：遺跡の出典：「埋蔵文化財包蔵地ページ」

(令和5年3月閲覧、蓮田市文化財情報サイト)

10.2 試掘調査結果

計画区域内の埋蔵文化財包蔵地の試掘調査結果は、表-2、図-1に示すとおりである。

今後は、試掘調査結果を踏まえ、令和6年から発掘調査が行われる予定である。

表-2 埋蔵文化財包蔵地の試掘調査結果

遺跡	試掘調査結果	
正御地遺跡	住居跡（縄文時代中期）	6軒
	住居跡（縄文時代後晩期）	8軒
	住居跡（古代）	1軒
	住居跡（時期不明）	9軒
	土器囲い炉	1基
	溝跡	50条
	土坑	41基
高都原遺跡	住居跡（縄文時代中期）	18軒
	埋甕	1基
	溝跡	14条
	土坑	29基

注：蓮田市教育委員会生涯学習部社会教育課の試掘調査結果を整理

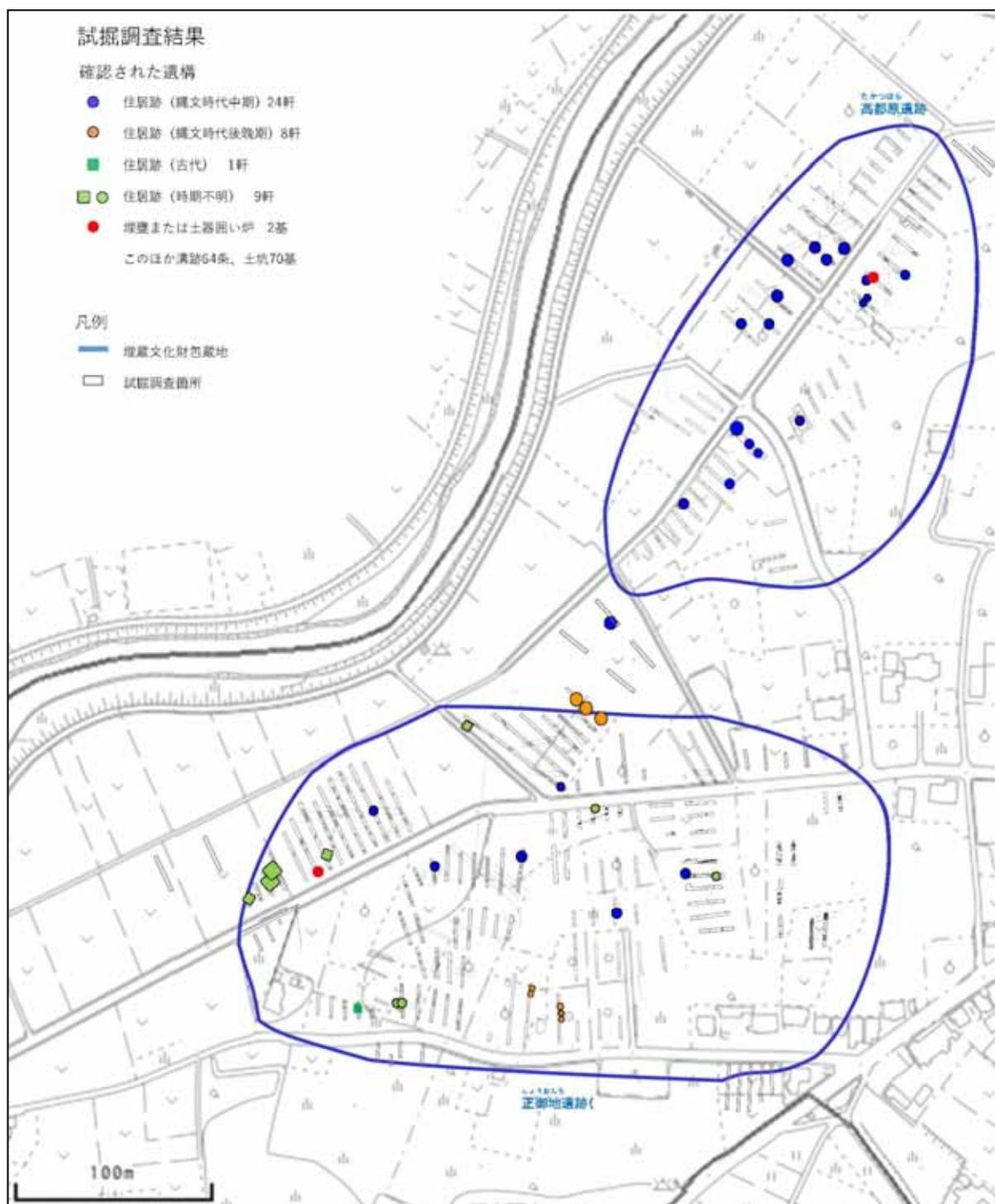


図-1 埋蔵文化財包蔵地の試掘調査結果

【変更箇所】

準備書に対する知事意見を踏まえ、計画区域内の埋蔵文化財包蔵地の試掘調査結果等を追加した。

指令環政第621号

蓮田市

令和6年3月5日付けで申請のあった蓮田都市計画事業高虫西部土地区画整理事業に係る準備書記載事項変更に係る手続等免除承認申請については、埼玉県環境影響評価条例施行規則（平成7年規則第98号）第3.0条第2項の規定により読み替えて適用される埼玉県環境影響評価条例（平成6年条例第61号）第21条第1項のただし書きの規定により、準備書記載事項変更に係る手続等の全部を行わないことを承認します。

令和6年3月13日

埼玉県知事 大野 元 裕

